

平成27年第1回玄海町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成27年3月6日（金曜日）					
招 集 場 所	玄 海 町 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時	開 議	平成27年3月9日午前9時00分			議 長	上 田 利 治 君
及 び 宣 告	散 会	平成27年3月9日午後4時3分			副議長	古 舘 義 純 君
応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員	議席 番号	氏 名	出 席 等の別	議席 番号	氏 名	出 席 等の別
○ 出 席	1	井 上 正 旦 君	○	2	山 口 定 君	○
×	3	脇 山 奉 文 君	○	4	池 田 道 夫 君	○
×	5	脇 山 伸 太 郎 君	○	6	友 田 国 弘 君	○
×	7	中 山 昭 和 君	○	8	古 舘 義 純 君	○
出 席 11名	9	欠 番		10	岩 下 孝 嗣 君	○
欠 席 0名	11	藤 浦 皓 君	○	12	上 田 利 治 君	○
会議録署名議員	7 番	中 山 昭 和 君		5 番	脇 山 伸 太 郎 君	
地方自治法第 121条第1項に より説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	岸 本 英 雄 君		副 町 長	鬼 木 茂 信 君	
	教 育 長	小 柳 勉 君		会 計 管 理 者	池 田 則 子 君	
	管 理 統 括 監	西 立 也 君		政 策 統 括 監	池 田 正 彦 君	
	総 務 課 長	右 寺 直 樹 君		財 政 企 画 課 長	杉 谷 裕 子 君	
	税 務 課 長	青 木 敏 治 君		住 民 福 祉 課 長	松 本 恵 一 君	
	保 健 介 護 課 長	寺 田 美 由 妃 君		産 業 振 興 課 長	山 口 清 二 君	
	ま ち づ くり 課 長	中 山 昇 洋 君		生 活 環 境 課 長	小 山 康 人 君	
	教 育 課 長	井 上 新 吾 君				
職務のために議 場に出席した者 の氏名	事 務 局 長	中 村 大 輔		議 会 事 務 局 係 長	山 口 照 明	

平成27年第1回玄海町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年3月9日 午前9時開議

日程1 一般質問

平成27年第1回玄海町議会定例会一般質問通告書

質 問 者	質 問 事 項	答弁を求める者
6番 友田国弘君	1. 観光開発について	町 長
	2. 地方創生の支援と施策について	町 長
	3. 少子化対策について	町 長
11番 藤浦 皓君	1. 原発事故時に於ける実効性のある避難計画について	町 長
	2. 介護保険改定で新総合事業でサービスはどうなるのか	町 長
	3. 独居老人の生活支援について	町 長
2番 山口 定君	1. 玄海町のふるさと応援寄附金について	町 長
	2. 介護保険改正について	町 長
	3. 玄海園の運営と利用状況について	町 長
4番 池田道夫君	1. 小中一貫校に伴う運営方法と既存の学校について	町長・教育長
	2. 玄海町薬用植物栽培研究所について	町 長
	3. 次世代エネルギーパーク事業について	町 長

午前9時 開議

○議長（上田利治君）

おはようございます。ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配布しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程 1 一般質問

○議長（上田利治君）

日程 1. 一般質問を行います。

質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。6 番友田国弘君。

○6 番（友田国弘君）

おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、観光開発について、地方創生の支援と施策について、少子化対策について、町長に質問をさせていただきます。

毎年、第 1 回の議会定例会が開催されますたびに東日本大震災が思い出されます。震災復興に向けて取り組みの計画がなされておりますけれども、まだまだ復興までは時間がかかります。一日でも早く復興できますことを、皆様方とともに願うものです。

さて、平成 27 年度は、玄海町におきまして大きな取り組み、事業は町内の小学校、中学校を統合しまして、玄海町立小中一貫校玄海みらい学園が 4 月から開校いたします。せんだっては、町民皆様方、そして、議員の皆様方も新校舎を見学させていただきました。将来を担う子供たちを育成する立派な校舎ができました。教育委員会におかれましては、児童・生徒が伸び伸びと健やかに成長していくように取り組んでいただきますように要望いたします。

もう 1 つの事業は、10 月に全国棚田サミットが玄海町で開催されます。その準備に、実行委員会、プロジェクト委員会が発足いたしまして、町民各位の皆様方に協力をいただきながら準備を進めております。今回開催されます全国棚田サミットは、全国から参加していただきますので、我が町、玄海町を紹介する絶好の機会だと思います。我が町の観光スポット、見どころは、浜野浦棚田、玄海エネルギーパーク「あすぴあ」、薬用植物栽培研究所、三島公園、轟木公園等々、また、史跡などもたくさんございます。また、唐津観光協会が実施されております A T A 事業も、関西地域から生徒さんたちが玄海町に宿泊して、町内で体験学習をして、地域の自然や文化、町内の人々との交流を楽しむ生徒さんたちにとっては、貴重な体験だと思います。この事業も、玄海町を紹介する観光事業ではないでしょうか。玄海町観光ガイドブック「GENKAI ホリディ」に、町内の観光史跡などを紹介してあります。もっともっと観光開発に取り組んで、観光客誘致をふやす計画を立てていただきたいのです。

今後の、町の観光開発についてをお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、友田議員さんの御質問にお答えをしたいと思います。

友田議員さんの、町内の観光開発についてはどうかというお尋ねでございます。

まず、玄海町の観光事業の一貫として玄海町観光ガイドブック、これを「GENKAIホリディ」と申しておりますが、これを作成いたしております。友田議員も御存じのように、平成25年度に新しいガイドブックを作成いたしまして、観光客の誘致を図ったところでございます。

また、現在、資源エネルギー庁が実施しております原子力発電施設広聴広報等事業の地域の自慢づくりプロジェクトに参加をいたしまして、地域の団体等の協力も得まして、全国棚田サミットに向けたサポートから、町内の産品と観光を外部へのPRや自由に意見が述べられるワールドカフェ、これは、玄海町夢会議という名称になっておりまして、玄海町が活性化する体制と、観光、産品の魅力向上への取り組みについて実施をしている状況にございます。

次に、町内の公園の整備についても少しお答えをさせていただきたいと思います。これも以前、友田議員さんから御質疑を受けておりましたので、多少重複するかもしれませんが、御容赦をいただきたいと思います。

平成5年度に三島公園、平成7年度に轟木公園、平成13年度から20年度に浜野浦棚田の展望台、平成15年度から22年度に藤ノ平ダム公園をそれぞれ整備を行ってまいりました。加えて、ここで本町における過去5年間の観光客の動態調査、これは歴年で調べた調査であります。これによる入り込み客数についてもお答えをさせていただきたいと思います。

平成22年は40万7,000人、平成23年は38万9,000人、平成24年は37万人、平成25年は32万7,000人、平成26年は33万6,000人のお客様が、本町の観光施設及びイベントなどに来町をされております。

また、先ほどおっしゃっていただきましたけれども、平成21年度から唐津観光協会が行っております中学校、高校生を対象とした唐津玄海体験型旅行事業、ATA事業ですが、これにおきまして過去3年間の受け入れ人数を申し上げておきますと、平成24年度が545人、平

成25年度は852人、平成26年度は841人となっておりまして、本事業におきます平成27年度に玄海町への来町予定の生徒数は約1,660人ということになってございます。

なお、昨年 of 浜野浦棚田におきまして、年中を通してのお客様が来町されている状況でございますが、昨年のゴールデンウィーク、これは11日間で調査をいたしておりますが、来町されたお客様は、11日間で、延べ4,054名となっております。特に、快晴だった5月5日には、約480名のお客様が来町されておりました。

観光開発については、パレアを拠点として、今後、もっと詳細に計画をし、検討をしたいと今考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

町の今後の観光開発について、ただいま答弁がございました。「GENKAIホリディ」の作成、これは立派なPRになるのではなかろうかと思っております。これなんかは、よくあちらこちらに配布をしていただければ、もっともっと玄海町のPRができるんじゃないかなうかと思っております。

また、公園整備については、三島公園、轟木公園、藤ノ平ダム公園と、順次整備をされたということでございますけど、また、町内の観光客数もただいま紹介していただきました。また、ATA事業では、25年度は852名、26年度は841名と、ことし、27年度は1,660名の方を予定しておるといことも、これも一つの高校生たちの町内を知る観光事業ではなかろうかと思っております。

また、棚田の昨年5月の連休の11日間ですか、5,414名ということをお答えされましたけれども、昨年の5月の連休のときは、4日か5日、交通が物すごく渋滞したということをお聞きしております。両側に駐車して、そこを通行される方には大変迷惑をかけたんじゃないかなうかと思っておりますので、今後、そういう駐車場も含めて検討をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、仮屋地域観光開発についてをお尋ねいたします。

昨年8月に町長選挙が行われました折に、町長は、仮屋地域にいらしまして、選挙立候補挨拶の中で、観光開発についての話をされました。玄海町において、観光開発が必要だと、その地域は、仮屋地域が一番適しておりますと挨拶をされました。その後の仮屋地域の観光

開発について、どのような計画を立てておられるのかをお尋ねいたします。

(午前9時12分 5番脇山伸太郎君 退席)

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

次に、仮屋地域観光開発についての御質問にお答えをしたいと思います。

今、例でおっしゃっていただきましたけれども、私が、仮屋地域が一番適していますというふうに申し上げたのは、玄海町史の下巻の第三編集落のあちこちの中の仮屋に目を通しますと、貴重な記述がありましたことから、そのように申し上げたというふうに記憶をいたしております。これは、友田議員さんも御承知だと思いますが、明治の時代にも、軍港としての仮屋湾というのは非常に注目を浴びたという経緯も持っておりますし、それ以前、実は伊能忠敬が地図の調査にもお見えになったというふうに記述が残っております。さらにさかのぼれば、実は、ここは松浦水軍の一つの基地だったというお話も古い歴史書には出てまいります。そういったことを取り上げて、今後開発をしていくのに一番適したところではないかというふうに考えておったところでございます。

また、これは議員も御承知のとおり、湾内には三島神社ですとか、三島公園、それから玄海海上温泉パレアのほかに、竹の子島、玉子島、藤島などの島々が点在をし、リアス式海岸の美しい景観を形成した玄海国定公園の一部になっておりますことから、実は、先ほど町史の中で出てきましたように、仮屋湾八景と言われるゆえんだというふうに思っております。議員さんからは、以前、三島公園の整備計画についての御質問があっておりますが、今回は、三島公園、それからパレア、それから神社、天狗岳を入れた観光開発を行っていくということを、少し検討をさせていただきたいなというふうに考えております。仮屋地域のほかにも、歴史的な建造物ですとか、自然景観を含めた観光資源が存在をしているものというふうに思っておりますので、担当課におきまして、その状況を把握し、まず調査をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

仮屋地区の観光開発について、ただいま仮屋地区には歴史的な文化があるということで紹

介を受けました。また、伊能忠敬本人が仮屋地区、この辺の地区に来て作成したと。また、伊能忠敬が仮屋に泊まったという、何とかという名前も私は記憶があるんですけども、その辺のところはよく調べて、調査をされて確実性がとれたならば、こういうのも一つの歴史、文化にはっきりとうたっていただければいいんじゃないかなろうかと思っております。

また、仮屋湾は八景、今後はこういうことを踏まえて調査をしていくという御答弁をいただきました。また、仮屋地区には、ただいま町長のほうから答弁がございましたように、三島公園、海上温泉パレア、三島神社、天狗岳、そして風光明媚な仮屋湾、これらを利用して観光客誘致につなげるのではないのでしょうか。例えば、遊魚船を利用して仮屋湾クルージングバーベキュー船を仕立てまして、湾内を二、三時間遊覧して、そのまま海上温泉パレアに下船してもらい、温泉で入浴していただくコース、いろいろな取り組み、開発ができるのではないのでしょうか。こういう湾内コースを使った観光事業についてお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

仮屋湾で遊魚船を利用したクルージングといいますか、そういったものを観光開発できないかというお尋ねでございますが、これは私も記憶をいたしておりますけれども、以前にも花火大会に合わせてクルージングをやろうという計画があったのも事実でありますし、それから、この風光明媚という、今、議員さんから御指摘をいただいた仮屋湾の自然の景観、これをいろんな方に見ていただくという一つの手だてとしては、このクルージングは本当に最適ではないかというふうに我々も思っておりますけれども、これは、先ほど私が申し上げましたように、同様の事業も計画した経緯もございますことから、地域の方々、仮屋地区の方々も含め、それから関係漁協への協議をさせていただきたいなというふうに今のところ考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま仮屋湾を利用したお尋ねをいたしました。花火大会の折、クルージングの話し合いもしたということだったんですけども、今後は、各関係団体の皆様方と相談しながら検討したいということなんですけれども、実は、仮屋漁協には遊魚船、また外津地区も遊魚船

がたくさんおりますけれども、年間を通じて、やっぱり遠い壱岐付近とか二神と、2時間、3時間かけて皆さんはその辺にお客さんを連れていきますけれども、近頃、船長さんたちの釣り情報を聞きますと、自分たちが持っている数十年来の固定客の皆さん方は、それぞれ高齢化で予約が減ってしまっておると。その予約日が悪天候のときには、出港できない日が年間結構あるんだと聞いております。先ほどの仮屋湾のクルージングは、天候には左右されずに予約を受け付けることができる、仮屋湾内での観光事業ではないでしょうか。こういういつでも予約できて湾内の観光クルージング、ひとつ関係者とよく協議しながら、ぜひ検討をしていただきたいなと思っております。

次に、天狗岳観光開発についてお尋ねをいたします。

現在、経塚高岩線が天狗岳の中腹までできておりますけれども、その延長工事を大藺地域の204号線まで延長して、その途中に公園の設置、夕日が見える丘公園を設置していただけますならば、エネルギーパーク「あすぴあ」、薬用植物栽培研究所、浜野浦棚田、夕日が見える丘公園、海上温泉パレアと、回遊コースができるのではないのでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

(午前9時23分 5番脇山伸太郎君 復席)

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

天狗岳観光開発についてのお尋ねにお答えしたいと思います。

天狗岳観光開発につきましては、平成20年、それから平成24年の定例議会一般質問の中で脇山伸太郎議員からも、天狗岳を含んだ観光開発についてという質問をお受けいたしております。そのときの答弁と幾らか重複すると思いますが、御容赦をいただきたいと思います。

実は、その時点では、天狗岳開発はやるつもりはないという御答弁をいたしておりましたが、世評は、世の中がやっぱり変化をしまっていておりますので、今、友田議員さんに御指摘をいただきましたように、もう一度検討をさせていただきたいと考えております。

また、町道経塚高岩線改良工事後の天狗岳観光開発計画はどうしたらいいのかということについても、これも先ほど、少し述べさせていただきましたけれども、まず、詳細な調査をさせていただきたいと、現時点では思っているところでございます。確かに、議員御指摘をいただいたように、天狗岳から浜野浦棚田に至る海岸線の景色というか、景観は、本当にす

ばらしいものがございます。そういったものも含めて、あわせてぜひ調査をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

天狗岳開発については、今後調査をさせていただきたいという答弁をいただきましたけれども、浜野浦棚田は、写真コンテスト作品の入選は5月の田植え前後、そして、玄界灘に沈む夕日の棚田をテーマにした作品が選ばれる格好の場所となっております。棚田から眺める夕日は、御承知のように、ある期間しか臨めることができませんけれども、しかし、天狗岳からは年間を通じて、玄界灘の雄大な景色と夕日が楽しめるのではないのでしょうか。

実は、町長も御存じのように、横浜に港が見える丘公園と、山下公園の付近にあります。あそこは、山下公園に続き、港が見える丘公園は、一聴取不能一見物客で賑わっておりますけれども、やはり九州じゃまだ、夕日が見える丘公園という地名がついた公園はないと思っております。ぜひ、こういうすばらしい玄界灘を臨める、そういう公園の設置をお願いしたいなと思っております。

それでは次に、調査をしたいということだったんですけれども、仮屋地区観光開発、天狗岳開発について質問をさせていただきました。また、先ほどは町内の観光客数の平成23年度で38万9,300人の方が玄海町にお見えになっておりますということだったんですけれども、今後も、玄海町へ観光客をふやす施策は、町民皆様方に大きなインパクトを与えるのではなかろうかと思っております。実は、先ほども答弁の中にありました、脇山伸太郎議員が、平成20年、平成22年に、天狗岳周辺開発について同じ質問をされております。24年の町長の答弁は、天狗岳開発について、今後、玄海町の一つの新しい産業を興すということを踏まえた上で、天狗岳開発について再考するということは、私どもやぶさかではないというふうに考えておりますと、採用についてぜひ検討してまいりたいと答弁がありました。ひとつ、新しい産業を興す、観光客をふやすために、仮屋地区観光開発及び天狗岳開発に調査費を設置していただきたいのです。お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

観光資源開発に調査費をというお尋ねにお答えしたいと思います。

観光資源開発に調査費ということなので、平成26年度——最初の質問でお答えをしましたけれども、平成26年度において、原子力発電施設広聴広報等事業の中で、地域の自慢づくりプロジェクトを町内で展開してまいっております。この事業は、原子力立地地域の地域資源の活用と、ブランド力の強化を図る、産品、サービスの開発、販路拡大、PR活動などの地域の取り組み支援を行って、立地地域への集客向上、それから雇用の確保、新たな産業の創出などにつなげることを目的といたしております。平成27年度におきましても、本事業が行われることになっております。その中に、マーケットへの情報発進と有客促進という項目もありますことから、観光開発についても、本事業に提案してまいりたいと思っているところでございます。

今後、観光資源開発におきましては、値賀崎周辺を含みます町内全域を調査をいたしまして取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

天狗岳開発に調査費を設置していただけないかという質問に対しまして、ただいま、町内全域について調査費をやるということだったんですけれども、このことについては、次の質問の中でさせていただきたいと思います。

次に、地方創生の支援と施策について質問させていただきます。

2月6日に開催されました、唐津上場商工会が主催する経済懇談会において、古賀会長の挨拶で、最後の言葉が、会員の皆様方、きょうはひとつもうかって帰ってくださいという挨拶がございました。私は、何のことだろうかと、余り意味がわかりませんでしたけれども、講演を聞きながら、その意味がわかってきました。「九州を元気に、日本を元気に！」という演題で、九州経済産業局の部長の講演がありました。地方創生の3つの視点と4つの目標を踏まえながら、魅力あふれる地方の活力を取り戻すことを国は目指しております。

昨年11月には、地方創生関連2法案が成立いたしまして、12月には、経済対策、地方創生交付金4,200億円が決定されました。我が玄海町は、地方創生交付金をどのように活用されていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

地方創生を活用した計画についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

地方におきましては、人口の減少と若者の大都市圏への人口流出は全国各地で実は進行をいたしております。一方、大都市圏におきましては、過度の人口集中に伴って、医療、介護施設の不足や待機児童の急増などの弊害が生じております。このような現状を是正することを目的として、平成26年12月に、まち・ひと・しごと創生法が閣議決定されております。地方の住みよい環境及び地域社会を担う、個性豊かで多様な人材の確保、また、地域における魅力ある就業機会を創出することなど、地方の活性化を図る取り組みが急務とされているところでございます。まち・ひと・仕事創生につきましては、国と地方とが一体となって、中長期的な視点に立って取り組むようにされておまして、このため、地方公共団体におきましては、地方における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5カ年間の目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を平成27年度中に策定するように求められているところでございます。この地方版総合戦略の早期作成と、それに伴う事業への早期着手を支援することを目的といたしまして、地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金が交付されることとなっております。この交付金では、プレミアム付き商品券など、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援に関する事業の実施を支援することを目的といたしまして、地域消費喚起・生活支援型交付金と、地方版総合戦略の策定やこれに付随する事業の支援を目的といたしました地方創生先行型交付金の2つの種類がございます。どちらの交付金につきましても、ことしの3月議会の補正予算に計上することを前提といたしまして交付額の査定が行われることになって、予算成立後に交付されることになっております。

本町におきましては、地域消費喚起・生活支援型交付金の事業といたしましてはプレミアム付き商品券の発行、それから、地方創生先行型交付金の事業といたしましては地方版総合戦略の策定に係る費用、それから出生祝い金事業、それから合宿等誘致補助事業の4事業を3月の補正予算に計上をさせていただいているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま地方創生交付金がどのように活用されていくのかと、町長のほうから答弁がございました。この担当大臣、石破担当大臣は、こういうことを言っております。霞が関の人たちは、地方のことは何も知らない、わからない。一番知っている人は、そこで生活をしている住民であって、行政を管理する自治体であります。地方自治体は、農業、漁業、観光業、サービス産業のポテンシャルを伸ばしていくからだ。それぞれの市町村で考えてくださいと、自治体側が自主的に計画をつくり、国はそれを支援する。やる気のない自治体には支援しないと述べております。町としても、ひとつ多様な支援と施策の計画を立てていただき、人材支援制度、コンシェルジュ制度、ふるさと名物支援制度等々、町として地方施策について、今後どのような計画を立てておられるのかを、お尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今後の支援施策についてお尋ねがございましたので、御答弁を申し上げておきたいと思います。

先ほど、地方創生について答弁申し上げたところでございますが、地方版総合戦略の策定を初めとした地方創生にかかわる取り組みにつきましては地方公共団体が行うものでありますので、国は積極的に事業の支援を行うようにされております。その支援策の一つとして、地方創生人材支援制度があり、この内容につきましては、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、それから、民間人材を首長の補佐役として派遣をし、地域を支援するものでございます。

次に、地方創生コンシェルジュ制度というものがございしますが、地方公共団体が地方版総合戦略の策定を含め、地方創生の取り組みを行うに当たって、国が積極的に相談支援を行う制度でございます。この制度活用につきましては、平成27年度に地方版総合戦略を策定するに当たって検討していきたいと考えております。

また、ふるさと名物応援制度につきましては、地域資源の魅力を生かしたふるさと名物をてこに地域活性化を実現するため、商品開発や販路開拓に取り組む事業者に対する支援と、それから、ふるさと名物の消費喚起を進めるものとがございします。これは、双方の相乗効果を発揮させて地方創生を強力に後押しするもので、消費喚起のための商品券や旅行券等を発行することに地方創生交付金を活用することができますので、検討をしていきたいと考えて

おります。

平成27年度に策定をいたします玄海町の地方版総合戦略には、これらの支援策の活用を戦略会議の中で協議をし、施策に盛り込んでいきたいと考えております。ただ、私の心に少しひっかかっているのは、実はこの交付金の配分は、県が4、市町村が6という、これは5・5でよかったのではないかなという気持ちを持っていることをつけ加えておきたいというふうに思います。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま地方創生で今後の玄海町の計画についてお話をいただきました。人材支援制度、コンシェルジュ制度、ふるさと名物応援制度と、特に3番目のふるさと名物応援制度というのは、私は、町内の皆様と行政、ふるさと応援寄附金、そのお返しの品物の商品開発については非常に役に立つのじゃなかろうかと思っております。ぜひ利用していただいて、どんどんいい特産品の開発をやっていただきたいなと思っております。

また、地方創生で何を指すのかと、安倍政権は大きく3つのポイントを示しております。1、若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現。2、東京一極集中の歯どめ。3、地域の特性に則した地域課題の解決、重要な件は、地方がみずから考え行動していく、変化を起こしていくことだ。国も、予算や人材、あらゆる方策を使って応援すると安倍政権は発言しております。実は、先ほど申しました2月6日の経済懇談会の講演に出席されました九州経済産業局係長のお名前は、今もはっきりと忘れられません。名前の字も読み方も一緒です仮屋英治係長さんで、懇親会のときに、地方創生についていろいろ話をさせていただきました。その中で、先ほど仮屋地域開発の調査費、そのほか、自治体が行おうとする事業は、何もかも該当するのではないのでしょうかと、とにかく相談に来てくださいと話をされておりました。既に担当課は相談、打ち合わせなどに行かれておられるかとは思いますが、とにかく地方創生の施策事業に注力をしていただきたいなと思っております。

また、2月6日、ほとんど課長さんたちはこれをいただいて、大事にしまっているんじゃないかなと思っておりますけれども、執行部だけじゃなか、上層部の課長さんたちもこれを熟読しまして、地方創生について、ぜひ町の活力のために活用していただきたいと思っております。

次に、少子化対策について質問させていただきます。

続けまして、二、三、統計的な数字をお尋ねいたします。

まず、平成25年、26年の人口、出生者数、死亡者数をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

平成25年及び平成26年の人口、それから出生者数、死亡者数のお尋ねにお答えをしたいと思えます。

平成26年1月1日現在の人口は、男性3,166人、女性3,094人、合計6,260人となっております。この間、平成25年1月1日から12月31日までの出生者数は、男性23人、女性21人、合計44人となっております。この間の死亡者数は、男性41人、女性49人、合計90人の方がお亡くなりになっております。

それから、平成27年1月1日現在の人口は、男性が3,100人、女性が3,037人、合計6,137人でございます。この間の平成26年1月1日から12月31日までの出生者数は、男性28人、女性26人、合計54人となっております。この間の死亡者数は、男性46人、女性34人、合計80人の方がお亡くなりになっておられます。

平成25年及び平成26年の人口、出生者数及び死亡者数は、以上のとおりでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

続きまして、近年の町内の出生率及び出生者数、出生順位ですか、第1子、第2子、第3子、第4子、第5子とわかれば、お尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町内の近年の出生率と出生数についてお答えをしたいと思います。

出生率のデータといたしましては、統計をとられている最新の率といたしまして、玄海町では平成20年から平成24年での1.89人、これは佐賀県では1.61人となっております。

それから、玄海町の出生者のうち、平成24年では、53人の方がお生まれになり、その内訳

といたしましては、第1子が18人、第2子が19人、第3子が12人、第4子が4人となっております。

平成25年では、44名のうち、第1子が16人、第2子が14人、第3子が11人、第4子が2人、第5子が1人となっております。

平成26年では、54名のうち、第1子が19人、第2子が19人、第3子が13人、第4子が3人となっておりますのでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

続いて、近年の婚姻件数をお尋ねいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

近年の婚姻件数のお尋ねにお答えしたいと思います。

玄海町において受け付けをした婚姻届の件数につきましては、平成24年で36組、72名の方が婚姻届を提出されております。平成25年では24組48名の方が、それから、平成26年で15組30名の方が婚姻届を提出されております。内訳としましては、平成24年は、住民登録のある方55人、うち婚姻後転出した人たちが28人、婚姻後転入した人が17人となっております。

平成25年は、住民登録のある人が55人、うち婚姻後転出した人19人、婚姻後転入した人12人となっております。

平成26年は、不思議なことにこれも、住民登録のある方が55人、うち婚姻後転出した人32人、婚姻後転入した人7人ということになってございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

近年中の婚姻件数をお尋ねしまして、24年が36組、25年が24組、26年が15組、そのうちに、やはり転出がかなり多い、また転入者も多いということがわかりました。

先ほど、地方創生の活用計画の中で、出生祝い金制度を今度予算に上げていますということが先ほど町長のほうから答弁がございました。我が玄海町の近年の人口動向を見ましても、

今、数的にいろいろ答弁をいただきましたけれども、出生者よりも高齢者の死亡者が多くて、毎年毎年自然減少で、人口がどんどん減っているのが現状じゃなかろうかと思っております。本年度、国勢調査が行われる我が町の人口は、恐らく6,000人を切ることは確実ではないでしょうか。出生順位を見ていますと、第1子、第2子までは出生者の比率は高いのですが、第3子以降はどんどん下がっているのがわかります。子供数をふやされない理由に、子育てや教育にお金がかかるからが一番の理由だと聞いております。そこで、さっきの出生祝い金の件なんですけれども、第1子、第2子からではなく、第3子から金額をどんどん上げれば、人口減少に歯どめの効果があるのではないのでしょうか、ひとつお尋ねをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

出生祝い金制度の支援のお尋ねに対して御答弁を申し上げたいと思います。

これまでの御質問で、出生率、出生数について御答弁を申し上げてきましたけれども、友田議員御質問の出生祝い金制度は、玄海町出生祝い金として平成27年度から実施することといたしておりまして、今3月定例議会に予算計上をさせていただいているところでございます。

この事業につきましては、平成27年4月1日以降に生まれた新生児の出生を祝福し祝い金を贈ることとしております。この出生祝い金は、玄海町の次代を担う子供たちの健やかな成長と福祉の増進を図り、また、産み育てやすい環境を整えるために、国の事業であります地方創生人口減少克服に向けた対策の一つでもございます。この祝い金の受給資格者は、新生児の保護者としておりまして、保護者の定義につきましては、支給対象児の両親、もしくは養育者としております。

次に、支給資格についてであります。1つ目に、住民基本台帳に記録されている保護者で、町内に居住をし、引き続き町内に住所を有する意思のある保護者の方。2つ目に、保護者は支給対象児の出生の日において、町内に住所を有する期間が連続して1年以上を経過していること、この2つに該当しておかなければ申請ができないこととなっております。

次に、お祝い金の額についてでございますが、新たに出生した新生児の順位によって、第1子100千円、第2子150千円、第3子200千円、第4子以降は500千円といたしております。

また、玄海町の次代を担う子供たちの健やかな成長と福祉の増進を目的とした事業といた

しまして、保育料の軽減措置も行っております。本町の保育料は、国の基準額と比較をいたしますと、約6割程度となっております。子供たちは地域社会を担う宝でありますから、玄海町で子供を産み育てていただいて、子供たちの健やかな成長を願っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

友田国弘君。

○6番（友田国弘君）

ただいま出生祝い金の金額の答弁をいただきました。

第1子が100千円、第2子が150千円、第3子が200千円、第4子が500千円となっております。ということだったんですけれども、今、玄海町はいろいろなそういう支援をなされております。今、保育料の軽減とか定住政策、また、子供たちの医療費については、中学生までの無料、そういうふうに、ほかでもいろいろそういう支援をなさっておりますけれども、実は今、出生率の順位を見ますと、24年度が第1子18名、第2子19名、第3子が12名、第4子が4名と。25年度が、44名の誕生の中で、第1子が16名、第2子が14名、第3子が11名、第4子が2名と。それと、26年度が54名で、第1子が19名、第2子が19名、第3子が13名、第4子が3名、やはり3子、4子になれば、非常に少なくなっているのがこの数字でわかります。実は、佐賀県の統計を探しまして、平成23年度の出生数、出生順位の実績なんですけれども、7,613名の出生数で、第1子が3,187名、パーセントにしますと42%、第2子が2,639名で35%、第3子が1,395名、ぐっと減りまして18%、第4子が296名、たったの4%となっております。第1子、第2子で約77%を占めておる状況で、第3子からの出生数は、ほかの自治体でも同じような結果が出ております。ひとつ我が町も、私、先ほど要望いたしました第3子から金額をふやされて、そうすることによって少し人口減少の歯どめに効くんじゃなかろうかと思っております。ひとつその辺のところも含めまして、たくさん出産できるような施策を要望いたします。

3月1日の佐賀新聞に、全国の知事、市町村にアンケート調査で、自治体が人口減少を食い止めるための国の取り組みとして、地方財源の拡充を最も強く要望していることが紹介されておりました。自治体消滅への危機感を強く抱いている自治体は、対策はしておるけれども、人口流出がとまらない。我が玄海町も、人口の減少に歯どめをかけねばなりません。地方創生の4つ目の目標の一つに、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえると目標に

上げております。実は、4月から海上温泉パレアの指定管理者になられる有限会社ログポートさんは、結婚事業もされている会社で、町長もこのホテルで玄海町主催の婚活イベントに参加していただきました。ぜひともログポートさんにパレアで婚活イベントを実施していただくように要望をいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（上田利治君）

以上で友田国弘君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時2分 休憩

午前10時20分 再開

○議長（上田利治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。11番藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

日本共産党の藤浦皓でございます。毎回のようですけれども、また、今回も原発問題を取り上げてみたいと思います。原発問題は住民の命にかかわる問題ですので、繰り返し納得のいくまで続けていきます。

原発事故における実効性のある避難計画についてということで質問をしていきます。

原発の再稼働は避難計画など不備のまま再稼働ありきで進められています。例えば、鹿児島県薩摩川内原発の再稼働については、知事や地元市長が同意しても、住民の中からは避難計画も整備されていない、高レベル廃棄物の処分場も決まっていない、事故時に放射能の危険性が及ぶ30キロ圏内の自治体の了解も得られていないのに、強引に進められているというのが現実です。福島原発事故の教訓が生かされているとは到底言えません。

原子力規制委員会の田中委員長は、新基準に適合したからといって安全とは言えない。また、原子力委員会の岡委員長は、原子力利用の課題を示す基本的な考え方の策定に向け、東京電力福島第一原発事故で政府の事故調査委員会の委員長を務められた畑村洋太郎東大名誉教授と意見交換された中で、畑村氏は原子力を扱う限り、今後も事故は必ず起きると認識すべきだと訴えられ、努力しても人間が考えつかない領域で原発事故が起きる可能性は残ると宣言すべきだと強調し、また、原発再稼働のあり方にも触れ、規制当局が安全性を確認し、オーケーならば安全だとする国の論理は破綻している、世の中が求める絶対的に安全はあり

得ないと批判されています。このような専門家の方が、規制当局がオーケーならば安全とする国の論理は破綻しているとまで言われている。私は再稼働は絶対許すべきではないということを経験しておきたいと思っています。

避難計画についてであります。残念ながら、いまだに実効性のある避難計画にはなっていません。2011年3月11日の福島第一原発事故の教訓を真摯に受けとめ、玄海町の緊急時避難計画にしっかりと生かされるべきであります。

まず、緊急避難に当たっては風向きなどの気象状況を正確に判断し、避難経路についての指示は極めて重要なポイントであります。事故時において原発から風下に避難することは自殺行為に等しいものです。放射能被害を避けるためにも、個別具体的な事故の想定をしておくべきだと思いますが、その点についてどういう御見解なのか。

また、その上に立って事故時に避難弱者をどう要領よく避難させるか。

特養入所者は100名、職員80名、安全に屋内退避するため、放射性物質をフィルターで取り除き、建物の上に張りめぐらせたダクトで空気を循環させるためにフィルターユニットを稼働させます。そのため停電を想定して非常用発電が設置してあり、スイッチを入れることでフィルターユニットが動きます。この発電機72時間、約3日間ですね、これが限度です。予備があるか、故障の場合どうするのか、また、真夏には全てのドアが密閉されるので、屋内の温度はどのくらい上昇するのかの問題があります。

まず、これらの対応について伺いをいたします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員の避難の場合における風向きというか、気象条件の対応についてというお尋ね、それから、避難困難な弱者にどう対応するかというお尋ね、それから、避難手段の確保等がちゃんと屋内退避でできるのかという、今、お尋ねは3つ一連にさせていただきました。続けてお答えをさせていただきたいと思っています。

原子力災害時の住民避難については、原子力災害対策指針において、P A Z——5キロ圏内ですけれども、基本的には放射性物質の大量放出前の原子力緊急事態宣言が発出された段階で予防的に実施すること。それから、U P Z——これは30キロ圏内ですが、原子力緊急事態宣言が発出される段階で、まずは屋内退避を実施した後、緊急時モニタリングの結果を踏

まえ、毎時500マイクロシーベルトを超える地域は1日以内に、毎時20マイクロシーベルトを超える地域は1週間程度内に避難することとされております。

P A Zの住民の予防的な避難については、基本的には放射性物質の大量放出前の早急な避難を想定しており、短い時間の中での避難経路、避難場所を変更することは十分に周知ができませんので、混乱を招いて、かえって時間を要するおそれがあることから、気象条件による避難経路、避難場所の変更は適当ではないと考えております。

一方、U P Z内などにおける緊急時モニタリングの結果を踏まえた避難については、放射性物質の大量放出後の避難となることが想定されておまして、また、基本的には一定の時間的な余裕があると想定がされるため、避難経路、避難場所についても安全性を確かめる必要があると考えております。

避難経路については通過は短時間であり、車という一定程度遮断をされた手段による避難を原則としていること、それから、避難経路全体を十分にモニタリングすることが可能であるか不透明なこと、それから、通行可能な道路を可能な限り使うことによって避難を円滑に進める必要があることから、困難を最小限に抑え、避難をスムーズに進めるため、基本的には避難計画に沿った避難経路を通過して避難していただくことが適当であるというふうに考えております。

しかしながら、通過するだけで健康に影響が及ぶほどの高線量が確認されている場合などは柔軟に避難経路を設定することも検討したいと考えております。

また、避難先についてはモニタリングを行い、これが避難すべき放射線量に達している場合には、さらに2次的な避難所へと誘導する必要があると考えているところでございます。

それから、弱者対策であります。住民避難に当たっては、原則、自家用車を利用するものとして自家用車による避難が困難な住民の方については、近所の方との乗り合いによる自家用避難を行うか、集合場所に参集をしていただいて町などの保有する車両で避難を行ってもらうことを考えております。これらの手段において避難手段が不足する場合には、県が町からの依頼に基づいてバス・タクシー協会、自衛隊等に要請をし、手配をした車両にて避難をしていただくことを考えております。

また、高齢の独居老人などの避難行動要支援者については、町で策定をいたしました避難行動要支援者の個人計画に基づいて、近隣の支援者、自治会、自主防災組織などの支援を受けて避難をすることになると考えております。

それから、避難手段の確保であります。先ほども答弁申し上げましたように、住民避難に当たっては、原則、自家用車を利用するものとして、自家用車による避難が困難な住民の方については、近所の方との乗り合いによる自家用避難を行うか、集合場所に参集をいただいて町などの保有する車両で避難を行ってもらうことを考えております。町内にある自家用車の保有台数は4,600台程度ありまして、これらの車両により避難を行っていただくものというふうに考えております。

これらの手段においても避難手段が不足する場合には、先ほど申し上げましたように、県が町からの依頼に基づいて、バス・タクシー協会、自衛隊に要請をし、手配した車両にて避難をしていただくことを考えております。

また、特別養護老人ホーム玄海園では、万々が一の原子力災害時に備えて、昨年度、放射線防護対策工事を実施しております。原子力災害対策指針の中でP A Z内においては原子炉を冷却する全ての機能の喪失などの減災法第15条に当たる全面緊急事態の段階で住民避難を行うこととなっておりますけれども、施設入所者等の避難行動要支援者の方については、より安全に避難ができるように、原子炉冷却剤の漏えいや30分以上の全交流電源喪失などの減災法第10条に当たる施設敷地緊急事態の段階で避難を行うということになっております。

特別養護老人ホーム玄海園の入所者の方におかれても、基本的には施設敷地緊急事態の段階で避難を行っていただくこととなりますけれども、寝たきりの入所者の方々に早期の避難が困難な方については一時的に屋内避難を行い、安全に避難できる体制が確保できてから速やかに避難をしていただくことを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

特養の支援を要する人たちの避難問題ですね。これについては避難というよりも、まず、夏場の高温のときにその辺の対策、どうやってそれを避けるのか。それから、発電機など、また、それを動かす燃料など、発電機が動かなければ、いろんな面に影響していくと思うんですけれども、そうしたものが故障をした場合の対策、事前にそういう準備があるのかということですね。それをまず聞きたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません。今、その部分が漏れておりましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

屋内退避は放射線被曝及び放射線物質の吸入を低減するために家屋内に待避することでありまして、その効果を高めるためにはドアや窓を閉めたり、換気扇をとめたりなど、外気が中に入っていないようにすることが実は重要でございまして、今、御指摘をいただいた夏であっても家屋の機密性を高める必要がございます。それぞれの家庭の事情によって、例えば、扇風機によって温度調整をする、もしくは保冷剤、氷、冷たいタオルなどによる体の冷却、それから、通気性のいい吸湿、速乾の衣服の着用、それから、こまめな水分補給などの対応が行われるものと考えております。

なお、特別養護老人ホーム玄海園においてはエアコンが室内循環式のために、商用電源が確保されればエアコンの使用は可能となっております。もし商用電源が共有できずにエアコンが使用できないということになりましたら、扇風機や冷風機等を調達し、放射線防護対策工事で整備をいたしております非常用電源装置による電源供給によって温度調整を図ることというふうにしております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういう温度調整における非常用電源ですね。そういうやつを事前にちゃんと据えておくような、そういう計画ですか。現実にはまだ変更される余地もあろうし、考えている段階ですよ。いつこれはもう事故が起こるかわからないということを想定し、そしてまた、最悪の事態、事故が起きれば、いつも最悪の事態で計画をしておく、そういうふうに考えておりますだけでは済まなくなってくるんですよ。現実にはそれを進めていく。

それから、さっき言いました風向きの関係、これも初めから想定した計画をつくっておくべきだと思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、放射線防護対策工事で整備をした非常用電源装置はもう既についておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

また、現在、玄海園では一時待避というのは十分に可能だというふうに考えております。それは玄海園には非常用電源の燃料が約45時間分、それから、食料品、医薬品が3日分の備蓄がございます。支援物資の補給があれば、基本的には何日でも滞在が可能であるというふうに考えております。支援物資については玄海町災害対策本部から佐賀県災害対策本部へ支援要請を行うこととなります。昨年の原子力防災訓練では、県からの支援要請を受けた自衛隊による玄海園の救援物資等の搬送訓練が行われております。東日本大震災時には自衛隊は1日以内に福島へ到着をし、活動が行われ、支援物資の速やかな搬入は可能であるというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

避難に当たっての避難車両ですね、自家用を原則としている。ただし、それに不足が生じた場合は町のほうで手当てをするということですね。その中で、タクシー、あるいはバス会社、こういうところとの協定というのはちゃんとできているのでしょうか。1つはその辺をしっかりと確認して、そのことを計画の上に乗せるべきじゃないかと思うんですけども、その辺が一つ気がかりなところであります。

それから、もう1点ですね。もう1点は、玄海園の責任者の方が3日以上たってもここから避難できないこともあり得ると思うので、追加物資の支援をきちんとしてほしいということをおっしゃっております。また、避難計画全体に避難対象人数などの数値がなく、具体化はまだこれからですということ。

それから、玄海町は住民の避難は自家用車を基本とし、それが困難な住民は町や県の手配した車で移動するとしています。これはさっき質問したことなんですよ。

これらのことについてはっきりとしたものができているのかどうか。それから、特養の中でのそういう追加物資の問題ですね。その点をどういうふうにされているのか、お尋ねします。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほど藤浦議員御指摘をいただいた、例えば、バスとかタクシーの民間業者の方との提携というよりも、先ほど答弁しましたように、県のバス・タクシー協会を通じて必要な台数を確保して、不足する場合には隣県のバス協会にも協力を依頼するという準備がされております。これは県とのやりとりの中でそのようなやりとりをさせていただいておりますので、その点については十分な対応ができるのではないかと考えております。ただし、議員御指摘をいただいたように、そこで協定とか契約を無視しているわけではございません。それは今後また検討していく材料となっていくだろうというふうには思いますけれども、現実には県がタクシー協会、バス協会と取り合わせをやっておりますので、私どもは県にそれを依頼するという形になるのではないかと考えております。

それから、それ以外についても避難車両は玄海町では4,600台の保有台数でありますので、これを超えて、例えば、車の必要性が出てきた場合には、これも先ほど答弁しましたように、バス・タクシー協会もそうですが、自衛隊ともそういう連絡は取り合わせるようにしておりますので、その点については自衛隊の佐賀県連絡本部としっかりと取り合わせをして、そこら辺も正確な協定を結んでいるわけではございませんけれども、今後は煮詰めというよりか、県との連絡の中ではそれは可能になっておりますので、そのような作業をさせていただきたいと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

テレビなどでもちょっと報道されていたんですけれども、バス、その他タクシーなど事故のときに果たして間に合うようなことになるのか。バス会社もそれなりに営業しております。車は走っておるんですね。その余った車というのがどの程度保証されるのか。事故というのは何月何日に起きますよというわけにいかないわけですね。いつ起こるかわからない。その瞬時の出来事の中でどう対応するかということが大問題なんですね。その辺の契約はしていないということなんですけれども、これくらい頼りないところはないわけなんです。いざ避難するときに、事故のときになって、さあ、お願いしますよといって果たして間に合うのかということです。かなり難しい問題なんですけれども。

それから、一番初めに申しました風向きの問題。これは風下に逃げるのは自殺行為だと私

は思うんですよね。その辺のところを、私はもう小城一点では大変なことになるぞということを今まで言ってきたつもりなんです。その辺の避難場所の複数の確保、これはもうちゃんとすべきだと思うんですよ。前にも申しましたけれども、北海道の泊原発に視察に行ったときに、避難場所は複数予定しておりますということを言われました。それくらい事前の準備が必要ではないか。その点について、また再度お伺いしたいんですけれども、まだその後、研究されていないのかどうかですね。研究すると言われましたので、どうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

避難先については前回も藤浦議員さんからお尋ねをいただいております。現時点では避難先については小城市1カ所ということになっておりますけれども、避難先についてモニタリングを行って、これが避難すべき放射線量に達している場合には、さらに、先ほどちょっと申し上げましたけれども、2次的な避難所へと誘導する必要があるというふうに考えております。これはただし、県と調整を行って別の避難場所に避難していただくことを考えていかなければいけないと思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

そういうふうに言われると、原発の事故は起きないというところが前提に考えられていると言っても言い過ぎでないような感じがするんですよね。事故はいつ起こるかわからない、そして、起きたときにモニタリング調査によって限度を超える放射線が測定されれば、そのときに県と相談するというをおっしゃるわけなんですけれどもね。その時点になって、じゃ、どこが受け入れてくれるようになるんでしょうか。いろんな生活資材、衛生的な管理の面、さまざまあると思うんですよ。そういうものを事前に準備するために避難先との契約はちゃんとしておくべきだと思うんですよね。小城もそういうことで考えながらやってあると思うんです。全くその時点になって効果を発しないような避難計画では住民の命は守れないと言っても過言ではないと思うんです。

それをいつまでにするのかぐらいはちゃんとすべきだと思うんです。そういう形で逃げ

ても、結局、結果的にそういう深刻な過酷事故が起きた場合にはどうにもならないということになりはしないですか。その点の認識と見解を伺います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

非常にちょっと表現の仕方が悪いかもしれませんが、御理解をいただきたいと思いますが、放射線量の基準を超えて避難が必要な地域は、一定の方向にやっぱり今おっしゃっていただいたように風向きで限られてくるんだというふうに考えられます。計画上、避難先とされていても使用しない施設というのは避難先として活用が可能になってくるんじゃないかというふうに思いますし、それ以外でも県は、例えば、私どもが県外の地域の皆さんにこういう形ですよという相談をするスタンスをとるよりも、県がそういう形のスタンスをとって準備をしていただくことを今後取り合わせをしていくほうが私は妥当性が高いというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

全く妥当性がないですね。私たちが玄海町が避難場所を小城にしておりますけれども、全く逆の方向に風が吹いた場合、どこの町村からでもやっぱり風上に逃げてきますよね。そうすると、また、そこもそうした避難所にいっぱい満杯になってくると思うんですよ。そこに県に任せて割り込んでいけるようなことができるのでしょうか。初めから契約をし、協定結んで、その避難場所を確保しておくべきだと思うんですよ。誰だって自分の身の危険を感じれば、どんどん安全な方向に走り出します。これはもう人情ですね。誰だってそうなんです。それを自分の考え方だけで、いざその場所が避難が困難なときは別の方向に県とも打ち合わせ、そういう方向に持っていきますと言ったって、できることじゃない。人の動きを県知事の一言でその瞬間に変えられるかということ、そんなことはできないと思うんですよ。その点をもっと深く検討すべきじゃないかということをお願いなんですけれども、その辺について、県との協議ですね、本当に責任あるものにされるかどうか、確認すべきだと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、御指摘をいただいたとおりに、県と私ども玄海町との関係というのは非常に緊密に、この特に避難に関しては取り合わせをしていかなければいけませんし、その関係は今後ずっと維持ができるというふうに私どもは考えておりますし、県は県で原子力対策課を持っておりますから、その部分と、それから防災の関係も県もしっかりと組織を持っておりますので、その防災、それから、私どもでいえば、玄海町の職員全員も含めて、しっかりとその意識を持ってこの作業に当たるわけですから、そういう意味では皆さんの避難が少しでも問題のないように準備をしながら進めていくということは、もう言わずもがなかなというふうに思います。

ただ、同時に、そういう意味では町民の皆さん方にしっかりと我々がその避難に関する広報活動も、藤浦議員御指摘をいただいているように、しっかりとやっていかなければいけないと。こういう場合にはこうしましょう、こういう場合にはこうしましょうと、その一つの方法として私どもは小城を選定し、小城のほうにとにかくまず逃げる段取りをさせていただこうということで計画を組んでおるところでございます。特に5キロ圏内の皆さんには、なるべく早く5キロ圏からのいていただかなければいけませんので、当然、健康被害が出ない範囲でそれをしっかりと短時間でやっていくことが我々に課せられた非常に大きな命題だというふうに考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、最後に町長は、短時間でそういう危険からはけるのは我々の命題だということをおっしゃいました。しかし、そうはならないんですよ、今のままでは。私たちがこれまで3回、少なくとも3回は風船プロジェクトのほうで風船飛ばしをしました。風向きを調べるためにですね。ところが、3回とも東ないし南東の方向に流れていった。一番遠くに流れたのは奈良県まで行っているわけなんですね。向こうから電話がかかって、こういうものを拾いましたという連絡がっております。

そういうことで、常に風向というのがその方向に流れていたというのはその可能性が高いということですよ。3回ともそういうことだった。となれば、わざわざ危険という方向に

なぜこだわるのかと言いたいわけなんですよ。

ですから、安全を確保するというのであれば、言葉ではどうにも言えます。がしかし、現実にはそれでいいのかということなんですよね。6,000町民の命を守る責任がある町長の立場として、もっと賢明な方針を出すべきじゃないか。やっぱり逆方向のことも想定して、ちゃんと避難場所を確保しておくべきじゃないか。そうしないと、いざというときに幾ら県が逆立ちしようが、どうにもならないんですよ、これは。

4者だったですかね、専門家と福島のある町の町長さんとそういう話し合いがあるのをテレビでじっと見ておりました。そこには佐賀県の防災担当者の意見もいろいろ入ってきました。しかし、専門家の言われるには、まだ緒についたばかりですねということを言われておりました。本当にそれが役に立つとか、そういう段階じゃないということですよ。それからどういうふうに変更されてきたのか知りませんが、今の町長の答弁を聞くと、県とそういうものについてはもっと話し合いを深めて、県のほうでそれなりの対応をしてもらおう。本当は町長自身が玄海町民に責任を持つ立場でぜひこうしてほしいと、そして、こういうふうにしてほしいということを提起すべきなんですよね。県任せではどうにもならない問題ですよ、これは。ちゃんとした骨格をつくって、そして、一つ一つの課題をきちとした上で協定を結んでちゃんとしておくというのがあなたの立場じゃないですか。その点についてもう一遍伺っておきます。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

藤浦議員もおわかりだと思いますけれども、県とは協定を結ぶ必要はございませんので、県と私も玄海町とは十分にそういった関係にございますから、その部分についてはやはり県としっかりと協議をすべきことは、今、藤浦議員御指摘をいただいたとおりに協議をしなければいかんというふうに私も思っております。

ただ、県外に出る形になった場合、今、藤浦議員がおっしゃったとおりに、たまたまその日は全く違うほうに吹くかもしれない、それはわからんわけでしょう。今のはどうも決めて、小城のほうには行かんばいというふうに私には聞こえます。そうすると、そうじゃなくて、どこに行くかわからんわけですから、そういうことであれば、モニタリングでその当時の検査をしなければいけませんし、方向も確認をしなければいけません。そのときどう風が吹く

か。それを最初から決めて、ここにも、あそこにも、こうもという考え方もそれはあるでしょう。あるでしょうけれども、私どもは今の時点では県としっかりと協議をして、とりあえず1次的には我々は小城へ避難をさせていただく。それから、2次的には、先ほど申し上げたように、モニタリングできちんとした数字が出てまいりますから、それによって2次的な避難所を確認すると。ただ、その2次的な避難所はどこがいいかということを、藤浦議員さんは少しせっかちになって、早う決めんかいと言っていたいているんだと私は理解をして、そこら辺については県と協議をしていかなければいけないというふうに現時点では考えておるところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

何ていうか、一種の言葉のすりかえみたいな感じに聞こえるんですけどね。私は常に言っているのは、最悪の事態を想定してと、最悪の事態ですよ。どの時点においても最悪の事態。あなたが言われるように、私が余りにも一方的に小城はだめだと言っているような感じに聞こえるわけなんですね。小城が全くだめとは言っていないんですよ。小城のほうに避けることが正解かもしれません、その時点ではですね。しかし、その時点では町長が考えておられるように、小城には絶対風は吹かないということではない。どっちに吹くかわからんわけです。だから、事前に最悪の事態を考えて避難場所をちゃんと別に考えておきなさいと言っているんですよ。その辺がどうもかみ合わないんですよ。思い込みの違いと思うんですけども。絶対そうはならない、小城のほうにしか吹かないということを行っているんじゃないです。最悪の事態、いつも。最悪の過酷事故が起きた場合ですね。大変ですよ、これは。福島原発なんかを見てもわかるように、相当広範囲に放射性物質が飛び散っているわけなんですね。今でも問題。しかも、まだ12万相当の人たちが放射能の強さで帰還できない人たちがいっぱいいらっしゃる。そういう実態をしっかりと見詰めておくべきだと思うんですよ。なかなかそこら辺になってくると、いわば極限的な対策というものが求められてくるわけなんです。このことはもしそれが進まなければ、これはやっぱり私は責任として繰り返し町長にそういう迫っていくつもりであります。

それからもう1点、弱者、要するに人の支えを受けなければ避難できないような人たちの問題ですね。これもちゃんとある新聞に、これは佐賀新聞だったですかね、書いてあったん

ですけれども、緊急時防護措置準備区域の県内の病院、診療所は70施設、ベッド数は約3,800と言われております。佐賀県の地域防災計画では、病院や高齢者福祉施設の入院患者の避難計画は事業者が策定することになっていますと。しかし、ここでおっしゃっているのは、私たち事業者がそういうことは全面的に責任は持てませんと、行政の力をかりなければ、どうにもならないんですよということを言っておられます。移動手段の確保も行政の力なくてはできないということですね。

それから、玄海原発からわずか3キロ地点にある特別養護老人ホームの問題もさっき言いました。問題は避難計画に要するそういう動けない人を搬送する車両というのは、唐津市では大体8台ぐらいあると、そして、県全体で50台と言われております。特養だけでも——いや、特養だけじゃないかな。とにかく二百九十何名かの人たちがそういう状態の人たちがいらっしゃる。その中でどうしても専門車両、要するに救急車を利用しなければならない人は170名ぐらいいらっしゃるということですね。それだけの人を佐賀県全体から救急車を集めても、いざというときに搬送できるのかという問題が出てくるわけなんですよ。そういう点について具体的に県などと協議をされているのかどうかですね。その点も伺っておきたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、議員御指摘をいただいた要援護者、動けないというか、私ども玄海町で該当者が実は538名いらっしゃいます。ただし、登録をしておられる方は、今、藤浦議員さんおっしゃっていただいたように、281名でございます。ですから、この方々を皆全員そういう形で避難をしていただくということになると、確かに今言われた専門的な車というのは必ず不足をいたします。そのためにはやっぱり県内では調達できない部分については、十分に私は自衛隊との関係もしっかりと関係を持たせていただいて、自衛隊とはそういう御相談を、今後、協議をさせていただかなければいけないなというふうに思っておりますが、今、議員御指摘をいただいたとおりに、県内の中でしっかりとした協議をした上で自衛隊に参入をいただいて、そういった避難の対応ができるような準備をさせていただきたいなというふうに今現在は考えているところでございます。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

対応については自衛隊の車両、特に救護用の車両を依頼していくということなんですね。考え方はそういうことでありましようけれども、現実にはその時点になってそういうものがしっかり確保されるような約束事はしておいた方がいいんじゃないかと、いざというときには優先的に回すとですね、その辺の詰めをやっていただく必要があると私は思います。やっぱりそういう弱者というのは車に揺られるだけで命を落とすことだってあるわけなんですよ。搬送途中で亡くなられる方もあります。ですから、ちゃんとした専門の車両、それ専用の車両ですね、そういうものをできるだけ使うようにしていただきたいと思います。そういうところから本当の一つ一つを詰めていくことから避難計画の充実を図っていくことができると思います。

もう1つは、やっぱり今までこういう避難計画の問題について、特に弱者問題について議論をされてきたわけなんですけれども、本当はそういう入所者の家族なども含めて施設の関係者といろんな角度から検討し、内容をしっかりと保証するような形で話し合いをすべきじゃないか、家族との会議ですね。そういうものがなされているのかどうかということも一つあると思うんですよね。やっぱり家族にとっては非常に気にかかるところでもあるし、そういう点についての詰めというものが必要じゃないかと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

特に特別養護老人ホーム玄海園などではマニュアル化されておりますので、我々としては随時玄海園の指定管理者のほうでそういった運営がされているものというふうに思っておりますし、ただ、それを私どもが入って確認したことは実はございませんので、それ以上強くは言えませんが、マニュアル化されておりますので、今後もそれを推進させていただきたいなというふうには思っております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

やっぱり一人の命でも落とさないように細心の注意を払い、家族の協力が得られる分は得ていくということも一つの手段だろうと思います。そういう面もきっちりと詰めて進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、介護保険の問題でお伺いしたいと思います。

政府は、さきの通常国会で医療介護総合法を強行可決しました。果たしてこれから介護サービスが充実していくものかといえば、私に言わせれば、全く逆な方向への道筋が見えてきます。厚労省は、今回、改定に当たってガイドラインを示し、そのガイドラインに沿った総合法の具体化を進めようとしています。

まず、要支援者を訪問介護、通所介護、保険給付からほかし、市町村が実施している地域支援事業に移すとしています。現行の介護予防事業は元気な高齢者に介護予防の啓発などを行う1次予防事業と、要支援、要介護になるおそれがある高齢者を見つけて、通いの場の提供やボランティアによる訪問介護などを行う2次予防事業に分かれているというふうになっております。今回導入された新総合事業では、全高齢者を対象に介護予防の啓発などを行い、一般介護予防事業とさまざまなサービスを提供できる介護予防生活支援サービス事業に再編されるということでもあります。

ガイドライン案は、冒頭で、要支援者の多くは食事、排せつなどの日常生活行為は自立しているとして、掃除や買い物などの生活行為に困難があるのは動機づけや周囲の働きかけの問題であると規定しているわけなんですね。掃除であれば、掃除機からほうきやモップに変える、買い物であれば、かごつき歩行車を活用するなどで改善することができるとし、要支援の自立意欲の向上を図るべきと呼びかけています。高齢者が要支援状態に至る原因は、病気、けが、障害、認知などさまざまです。意欲さえあれば困難はなくなると決めつけることは恐るべき要支援像——考え方ですね——と言わざるを得ないと批判されています。

要支援者の意欲能力等を引き出すには、支援する側とされる側という画一的な関係から脱却する必要があると強調し、介護予防に努め、住民相互の助け合いに積極的に参加し、より重度の高齢者を助け、支えとなることを要支援者に求めているわけでもあります。そのために今回の保険給付による介護サービスをとめることにしたと、給付をとめることにしたということなんですね。というのがガイドライン案が求めているものであります。そうやって政府・厚労省はこれまでの要支援者サービスの大部分を保険給付の枠外に追いやる、今回の制度改変を全国一律の保険給付から市町村事業に変えることで、地域の実情に応じた効果的な

サービスが受けられると、あたかも、もっともらしくよくなるような錯覚を与えるものであります。

法案の具体化が始まると、全面に出てきたのは漫然とサービスを受けることは許さない、要支援者は自立せよということになる。今回の制度改変を自助、自立のための環境整備という説明は、公的支援をなくし国民の自助に追い込むのが、介護分野での要支援切りを進めることにあるというふうに言われています。

こういうものを一つ一つガイドラインに沿って見ていくと、確かにこれは大変なことになっているなということですね。もう既に二百三十何団体かが反対の意思を表明しているということなんですけれども、玄海町においてこれがこのまま通ればこれは大変なことになるんじゃないかというふうに思うので、ぜひこのことについて玄海町なりの改善を考えるべきじゃないかということで質問いたします。

以上、お答え願います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

最初に、今、おっしゃっていただいたガイドラインでございますけれども、これは多分昨年7月に開催をされました全国介護保険担当課長会議で示された介護予防、それから、日常生活支援総合事業のガイドライン案についての御質問だというふうに思っておりますが、この中に国の方針として、団塊の世代が75歳以上となる平成37年——2025年ですけれども、これに向けて単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想される中で、介護が必要な状態になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるようにするために、市町村が中心となって介護だけではなくて、医療や介護予防、それから、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要であるというふうにされております。この方針に基づいてガイドラインが作成をされておりますが、概要としては次の3つが柱になっております。

1つは、事業は要支援者の多様なニーズに要支援者の能力を最大限生かしつつ、多様なサービスを提供する仕組み。

2つ目に、生活支援の充実、高齢者の社会参加、支え合い体制づくり、介護予防の推進、関係者間の意識共有と自立支援に向けたサービスの推進等を基本に事業を実施。

3つ目に、住民主体のサービス利用、認定に至らない高齢者増加、重度化予防推進により、結果として、費用の効率化。

以上が国から示されたガイドラインの柱となるものでございますが、中でも多様なサービスを提供する仕組みについては、各市町村がその地域の実情に応じたサービスを住民が主体となって創造していくことが可能になったということは大きな意味があるというふうに思っております。

藤浦議員から御指摘がございましたこのガイドラインに沿った計画でサービスの充実が図られるかなと思っておられるんだと思いますけれども、各市町村の裁量に任される部分が大きくなるわけですので、各市町村の考え方一つで充実させることもできますし、反対に、今、議員御指摘をいただいた後退させることもあるというふうには思います。

私は今回の改正を前向きに捉えて、現状のサービスは維持しつつ、住民の皆さんが要望されるようなサービスの開発ができればいいというふうに思っております。本町としましては、新総合事業への移行を平成29年度からとしておりますので、今後2年間、人材の確保や育成、各種団体との連携や協働など、より充実した介護サービスが提供できる体制づくりを行っていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

このまますんなり評価されると大変なことになるんだということですね。今、町長が最終段階で、平成29年からの実施を念頭に置いて取り組んでいくと、現在では現状維持であるということですね。それはそれで結構だと思います。ぜひそういうことで取り組んでいただきたい。その間においてそういう国の情勢というのもどう変わっていくかわからないわけなんですね。いい方向に転換すればいいんですけども、やっぱり世論の問題です。そういう運動が盛り上がれば、簡単にできなくなるということですよ。

ここでちょっとしたものを紹介しておきたいと思うんですけども、認定に至らない高齢者の増加、すなわち要介護認定を受けさせないことと書いてありますね。それはどういうふうなことかという、新制度では高齢者が市町村や地域包括支援センターに介護サービスを申請し、窓口の担当者が要支援相当と判断した場合は、基本チェックリストというのがあって——ここでまた一つの段階があるわけなんですね——質問項目に答えさせます。新総

合事業サービスを割り振ることが可能となります。それは医療保険に例えれば、患者に待合室で問診票を書かせただけで病院の事務員が医師に診せるまでもないと判断するようなものです。この仕組みにより、利用者が要介護認定されないようにして、多様なサービスへ流し込んでいこうというものです。多様なサービスとはどういうことなのかですね。専門の介護者が担当するわけじゃないんですよね。普通いうボランティアの人たちなんかですね、そういうレベルの人たちで仕事が任されると、そういう意味で書いてあると思います。

第3が自立の促進。新総合事業の適用となった人は、かがめるようになる、一人で買い物に行けるようになるなどの目標、課題を持たされ、行政側から目標達成、あるいは状態改善とみなされると、単価の低いサービスへ転換やサービスの終了、あるいは卒業を行政から求められることとなります。今回の法改正に先行し、国の予防モデル事業に名乗りを上げた市町村では、行政が要支援者を説得して強引に介護サービスを打ち切るなどの事態が相次いでいます。もう現にそういうことが始まっているという実例を示してあるわけなんですね。これでは卒業ではなく、退学の強制ではないかというふうに言われているわけなんです。

こういったことがこれからの介護サービスの中に取り入れられていこうとしているわけなんですね。ですから、これを許せば、結局、私たち一般住民がこうしたサービスを受けることを余儀なくされていくという方向づけが見えてくるわけなんですよ。現にそういうことでいろんな市町村で、今、大変混乱を招いているということも聞いております。

そういうことで安上がりサービスの流れへの流し込み。それから、2つ目は要介護認定を受けさせない水際作戦。3つは介護サービスからの卒業作戦というふうなことをこういうふうにとまとめて言うておられるわけなんですけれども、これをやっていけば、要支援者の訪問通所型サービスの給付は2025年度で800億円、2030年度で1,500億円、2035年度で2,600億円的大幅縮減となります。これは厚生労働省の老人健康保健局長の答弁でそう言われているわけですね。もう官僚がはっきりそこまで言っているということなんですよ。

ですから、こういうものを実践に移させないように各全国の市町村と連携しながら、これは余りひどいじゃないかということをやっぱり声を上げるべきじゃないかと私は思うんですよ。その点について町長はどういうふうにお考えなのかですね。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今る藤浦議員から御指摘をいただいたわけですが、ガイドラインに記載をされている内容に対しての質問ということでお答えをさせていただきますが、できる範囲で自助を進めるというふうに私としては理解をさせていただいておりまして、例えば、本町で介護状態になるおそれがある方を対象に介護予防教室を週3回実施しておりますが、他人の補助を受けずに自分でできることを積極的に行うことが老化防止や介護予防につながるという意味合いのものではないかと思っております。今回、介護保険制度が改正をされることによって、要支援者に自助を強要することもございませんし、介護認定に当たっては1次審査、2次審査があって、十分な審査の結果、判定が出てくる仕組みとなっておりますので、要介護については何も心配することは私としてはいいのではないかといいように思っておりますし、先ほど言いましたように、市町村の裁量権が大きくなりますので、私ども、29年度までにしっかりと体制をつくらせていただきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

町長の答弁は非常に前向きなことをおっしゃっていただきましたけれども、29年度までにはしっかりと体制をとらせていただきたいということなんですよ。ただ、一般的に言えることは、もう実例が示しているわけなんですよ。要支援、要介護1、2、これは実際には専門家が審査して決めた認定ですよ。それをほかしたわけでしょう。もうこれから外しますよ。それはあくまで経費削減というのが根底にあるわけなんですよ。もうこれは大変なことになっていくということで、さっきも申しましたように、二千数百億円も減らしていくという方向づけもここにちゃんと具体的に老健局長が言っているわけなんですよ。だから、余りにも善意でばかりでは受け取れない面があるわけなんですよ。具体的な事例を示しているわけなんですよ。例えば、自分が日常的に働いていて、もう高齢者、もういいよ自分は動けんよということになって窓口に申請に行く、私も何か介護利用をさせてくださいと。ところが、それが簡単にいかないですよ。一方では、保険料は高くなりましたよ。介護保険料も。もう年金はどんどん減っていくように上がっております。そういう一方でこういうことが削られていくと。軍事費もふえていく。いろんな面で無駄遣いもあるわけなんですよ。大型公共事業なんかも。そういう面は業界のためには大きな金を使うけれども、こういう面ではどんどん落としていく。これがもう今の行政の特徴じゃないですか。ですから、

こういうものは本当にやっぱりここまで一生懸命働いてきたお年寄りなんです。ここを大事にしないで、私たち日本人がまともな社会がつくれますか。私はそういう点を強く強調したいと思います。お年寄りを大事にするということはやっぱり私たち今しっかり働いている者の責任なんです。ここのところをしっかり受けとめていただいて、今度29年度までの事業計画作成に当たってはしっかりとしたものをつくっていただきたいと、その点を御期待申し上げてこの面では終わりたいと思います。

あとちょっとあるんですけれども、もう1つは、高齢者独居老人、そして、家族で夫婦2人で暮らされている方もいらっしゃると思うんです。そうした方たちへの生活支援を何とかできないかということです。福祉バスも走っておりますので、例えば、食料品などをかうためにその車を利用される場合もあると思います。その他いろんな制度の中で訪問介護など、通所介護、そういうものを利用されている方もあると思います。その際にそういうものも頼めば、ちゃんと受けとめられるかもしれません。ただ、通所介護なり訪問介護の人たちも、時間の制限があるわけなんです。これ以上の時間は使っちゃいけないよと、報酬の対象になりませんよというようなものがあるはずです。そうすると、なかなか思うようにいかない。年をとれば、外に出ることすらおっくうになるわけなんです。そういう人たちのためにどこかの商店、例えば、玄海町内ではそのAコープの売店ですね、それから、まいづるナインですね、そういうところとでも一定の契約をして、電話があったら、こういうふうにして配達してくださいと、発想館でもいいんです。そういう形をもうこれから準備的にも取り組んでいくべきじゃないかなと、高齢者もふえてくるしですね。そういうところへの思いやりというか、そういう点を配慮していただいて、それを実現するような形に持っていつていただきたいと思うんですけれども、町長の所見を伺いたいと思います。

○議長（上田利治君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

高齢者といいますか、独居老人の方の生活支援についてのお尋ねだと思いますので、初めに、玄海町におけるひとり暮らしの高齢者の状況をお伝えしたいと思います。

住民基本台帳に基づく65歳以上のひとり暮らしの高齢者の過去3年間の状況を申しますと、平成24年度3月末現在で157名、平成25年度3月末現在で162名、平成26年度3月末現在で160名となっております。町内285世帯の高齢者のみの世帯のうち160世帯、56%がひとり

暮らしの高齢者となっております。

藤浦議員から御指摘がございましたひとり暮らしの高齢者に対する生活支援ということを考えますと、現在、行政として支援を行っているものがございます。例えば、訪問介護事業として要介護認定の被該当者で日常生活を営むのに著しく支障があると認められる高齢者を対象に、食事のお世話や生活必需品の買い物等の支援を行っておりますし、軽度生活支援事業として、ひとり暮らしの高齢者に対して、家事支援、それから、住宅周辺の手入れ——これは除草とか剪定ですけれども、外出時の支援等も行っております。また、路線バスが通っていない地域の高齢者の方には福祉バスを運行して、買い物や通院などに利用をいただいております。

今後は民間においても高齢者のニーズに対応した宅配サービスを行っている業者もいると思いますので、情報提供等も検討しながら、ひとり暮らしの高齢者の皆さんにとって住みやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

○議長（上田利治君）

藤浦皓君。

○11番（藤浦 皓君）

今、町長がおっしゃったように、やっぱりそれなりの温かい手を差し伸べていくという、そういう立場でひとつ考えて取り組んでいただきたいと思います。

きょうは原発問題、それに介護問題、そして、さっき申しました独居老人の生活支援の問題、こういうものを取り上げてきたわけなんですけれども、やっぱり原発問題というのはなかなか奥の深いものでありますし、私がこれを取り上げてからもう33年ですね。私は民報にずっとその当時から出しておりますし、それをめくってみると、もうそれくらいの年月がたっているわけなんです。初めのほうは全くうてあわれなかった。原発は絶対安全だと。君が幾ら言ってもそれはだめだということで、いざ事故が起きたときには私が責任を持つと、そういう町長もいらっしゃいました。しかし、個人の力で簡単に言えるものじゃないですね。今の福島原発の実情を見れば、大小いろいろさまざまあるかもしれませんが、がしかし、相当深刻な事態が今でも進んでいます。汚染水の問題だってまだまだ見通しがつかない。そういう状態の中で原発はコントロールされている。世界で一番レベルの高い技術を持っているとかですね。それについては、ある外国のジャーナリストの人はあざ笑うようなことを言っておられるわけなんです。これほど日本で悲惨な事故が起きているのに、よくもそういうこ

と言えますねということを聞くわけなんですね。ですから、やっぱり玄海町は自分たちの力で町民の命を守るということを真剣に捉えて、これからも取り組んでいかなければならないと思います。原発があればなおさらそれは力を入れるべきだと思いますし、なくても防災計画、避難訓練というのは絶対放せないわけなんです。こういう点をやっぱり私は今後もしっかりと見据えて繰り返し取り上げていきたいと思っています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（上田利治君）

以上で藤浦皓君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。次回の会議を1時10分から再開します。

午前11時39分 休憩

（午前11時40分 12番上田利治君 退席）

午後1時10分 再開

（午後1時11分 12番上田利治君 復席）

○副議長（古舘義純君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。2番山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいま許可をいただきましたので、質問の通告に従い、質問をいたします。

1番目に玄海町のふるさと応援寄附金について、2番目に介護保険改正について、3番目に玄海園の運営と利用状況について質問いたします。

現在、国の情勢は消費税が2014年4月から8%に増税をされ、2017年4月に10%になる計画です。消費税が上がり、株価が上がり、国民の所得が上がるようにと安倍総理は言われていますが、地方では株に携わる人は少なく、玄海町では所得向上につながっているとは思いません。それどころか、円安で農家等の飼料の高騰やTPP問題も解決しておりません。主要5品目の米、麦、牛肉、乳製品、サトウキビなど、聖域とされている5品目で日本の主張が通るのかを心配されています。安倍総理は農林水産物の輸出を2020年度までに倍増、農業・農村の所得も今後10年間で3兆円から6兆円に倍増されると、2013年5月17日に講演をされています。

農業改革では、JA全中の監査、指導権をなくし、2019年3月までに一般社団法人に転換

の計画となっております。1954年に始まった中央会制度をほぼ60年ぶりに見直す改革となります。2020年からは一般社団法人に転換することになります。国の農業や玄海町の農業も今後どうなるか心配をするばかりです。玄海町の第1次産業の向上なくしては、玄海町の発展もないと思います。町長にはさらなる農業、漁業、商工業の推進と定住促進を進めてもらいたいと思っております。

初めに、玄海町ふるさと応援寄附金について、佐賀新聞報道では、2月26日、全国2位と掲載をされていまして。玄海町の特産品、これはお礼の品です、と販売高は幾らになっているのか、町長にお尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

山口議員の御質問にお答えしたいと思います。

2月26日、新聞報道で全国2位ということで掲載をされました。この町の特産品としての販売高がどの程度になっているか、お知らせをしておきたいと思っております。

平成26年度の寄附金総額は平成27年2月28日現在で申請額1,116,487,651円に対して収入額は4万7,392件の1,039,736,651円ということになっているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいま答弁がございましたけれども、件数が4万7,392件ということですね。これは非常にたくさんの寄附者があるわけでございますけれども、これに対して玄海町の特産品物がこういった品物を贈っているのかわかれば、その点をお聞きいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

どういうものが贈られているかというお尋ねですが、その前に、これに対してお礼にかかる報償金額もお知らせをしておきたいと思っております。

報償費は品代が約245,530千円、これに送料が117,670千円で、総額は363,200千円となっております。ただ、年度途中の集計でございますので、確定額ではございませんので、御注

意をいただきたいと思います。

それから、お礼の品の人気ランキングを申し上げますと、実はお礼の品が52種類ございます。この52種類中1位が8,552件の玄海町産黒毛和牛、そして第2位が6,229件のイチゴさぼろ、3位が4,104件の100千円以上を寄附していただいた方へ12回のお礼の品を送付するプレミアム玄海ということになっておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

ただいま答弁の中で52品目をお礼の品ということでございますけれども、全国の自治体は大変このふるさと応援寄附金には力を入れておられるようでございますけれども、うちの商品がいいのか、またアピールがいいのか、その点はどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ちなみに、今3位まで申し上げましたけれども、実は4番目が黒毛和牛のハンバーグでございます。そして、5番目が実は10千円クラスの玄海町産黒毛和牛、そして6番目が仮屋湾のマダイ、7番目がイチゴの2箱セット、それから8番目がハウスミカン、9番目が玄海町産サザエ、そしてベストテン10位が棚田米コシヒカリということになってございます。

それと同時に、実は全国的にこのふるさと納税の寄附のお礼品として一番多いのはやはり牛肉でございまして、これは北海道も私ども九州も1位から10位に入っているそれぞれの自治体ほとんど主体は牛肉でございます。そこから実は先ほど言いましたように、2位のイチゴですとかミカンですとか、それからタイですとか海産物に移っていくという傾向にございます。そういう意味では、玄海町は52種類の返礼品を用意しておりますが、まだよその自治体では100種類以上になるような種類を用意してある自治体もございまして、私どもも6次産品としての玄海町の産品をさらに今後もふやしていくような方向で維持を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

これだけの寄附者があるということは、ほかの自治体は100種類ということでございますので、うちは半分ぐらいということでございますので、たくさんのお礼の品の数をそろえていただいて、より多くの寄附者の方が選択されるように要望いたしておきます。

それと、これはふるさと応援寄附金は平成21年から始まっておるわけですね。ということは、当初の21年から、先ほど26年度分は答弁がございましたけれども、25年度分までの総件数なり総額なり、わかれば答弁をお願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

平成20年4月30日の地方税法の改正に伴って、実はこの地方公共団体への寄附金税制が拡充をされて、このふるさと納税がスタートしたわけございまして、本町に平成21年度から平成25年度までに全国の皆様からいただいた寄附金は256,770千円となっておりまして、平成27年2月28日現在の平成26年度の寄附金額1,039,740千円と合わせますと、21年から26年で1,296,510千円ということになっているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

総額で約13億円ということでございますね。

それで、振込先は都道府県なり、そこら辺がわかれば、どこが一番多いのか、お聞きいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

それでは、これは25年度と26年度と分けて申し上げたいと思いますが、都府県別で申し上げますと、平成25年度が1位が東京都、2位が神奈川県、3位が大阪府ということになっております。そして、これは平成26年度も全く同じ順位でございまして、1位が東京都、2位が神奈川県、3位が大阪府、ちなみに、この3都府県で2万件を超すような数を寄附いただいているところでございます。これが大きく地区別で分けますと、平成26年度に限って言い

ますと、関東だけで2万3,628件、近畿で9,520件というふうに、主体的には関東の皆さんから寄附をいただいているというふうに私どもは考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

主に関東が多いということでございますけれども、この資料によりますと、北海道にお住まいの方へのお礼の品の送付につきましては、2月16日時点で天候の都合により1週間程度かかるとの連絡を運送会社から受けております。また、イチゴにつきましては生鮮食品であり、冷凍に弱いところから北海道への発送は一時中止しておるということでございます。それと、仮屋のトラフグですか、それも品目の中に入っておりますけれども、これにつきましても、こちらのお礼の品の御希望の皆様には大変申しわけございませんけれども、トラフグは1尾ずつ身欠き作業という処理をしておりますので、多くの申請が対応できず、受け付けを一時中止としておりますということでございますけれども、このトラフグについての発送はどのようになっておるのか、ちょっとお聞きします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

トラフグについては、実は平成26年度ではもう既に500件を超えました、リクエストがですね。実は今、山口議員おっしゃっていただいたように、身欠きをかけて搬送しておりますけれども、当然そのままの状態では送れませんので、真空パック詰めにして送らせていただいているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

わかりました。

次に、寄附金に対して返礼代金はどのくらいかかっているのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

返礼の費用については、先ほど答弁を申し上げましたけれども、品代が245,530千円、それから送料が約117,670千円、総額で363,200千円ということになっているところでございます。ただ、先ほども念を押させていただきましたけれども、年度途中でございますので、集計がまだ確定をいたしておりませんので、確定額ではないということを御承知おきいただきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

その場合、商品を出した場合、輸送代はどのくらいかかっているのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、送料というふうに表現をさせていただいて答弁をいたしましたけれども、117,670千円でございます。それが送料ということで使わせていただいております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

それだけ商品を出しているということでございますので、農業者、漁業者、それに商工業者等の所得の向上で納税として反映できているのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

正直申し上げますと、まだ今、きょう3月9日でございますので、納税という点では確定をいたしておりませんので、どの程度なっているかというのはあくまで想像でしか申し上げられませんので、この場では控えさせていただきたいというふうに思いますし、ただし、生産者の皆さんに現金が回っていることは事実でございますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今回の当初予算ではふるさと応援基金の収入は1,150,000千円ということで、お礼、通信費、PRを含めると約705,000千円、約61%が玄海町の特産品として出されるということになるわけですね。さらなる町の産業発展につなげてもらいたいと思います。

次に、ふるさと応援基金の利活用についてお尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町では、町を応援してくださる方の気持ちを特徴ある事業に生かして、本町の魅力向上を図ることを目的に、いただいた寄附金をそれぞれに寄附金の目的ごとに玄海町ふるさと応援寄附金基金として積み立てをしておるところでございます。

一方、本年度よりふるさと応援寄附金基金を財源として予算計上をしております。3月補正予算を含む最終予算ベースで人材育成に関する事業として学習支援員配置事業や学校ICT支援員配置事業などに80,636千円（88ページで訂正）、医療及び福祉の充実に関する事業として予防接種事業や子供の医療費助成事業などに19,701千円、それから自然及び環境の保全に関する事業として全国棚田サミット事業に6,000千円充当をしておるところでございます。

平成25年度末の基金残高は256,770千円で、平成26年度の基金取り崩し額34,337千円を差し引きますと、基金残高が222,433千円でございます。

また、本年度より寄附金の使途として追加をしました通称、町長おまかせ事業として車両張りつけ用の観光宣伝イラスト作業業務委託料に1,900千円、玄海町フェア事業に2,000千円、通学バス車両購入費に96,846千円を玄海町ふるさと応援寄附金を直接の財源として充当をしておるところでございます。

次に、平成27年度当初予算のふるさと応援寄附金基金繰入金の充当状況について御説明をしたいと思います。

人材育成に関する事業といたしましては、保育所の運営事業、それから教育センター事業、外国人英語指導助手招致事業など11事業に108,719千円の事業費に対し90%の97,840千円を充当いたしております。

次に、医療及び福祉の充実に関する事業としましては、母子保健事業、予防接種事業、子供の医療費助成事業など6事業55,875千円の事業費に対して80%の44,710千円を充当いたしております。

次に、自然及び環境の保全に関する事業としましては、棚田サミット事業など4事業28,454千円の事業費に対して88%の25,090千円を充当いたしております。

最後に、通称、町長おまかせ事業といたしまして、ふるさと応援寄附金事業705,231千円の事業費に対して29%の205,231千円を充当いたしておるところでございます。

本年度新たに玄海町ふるさと応援寄附金に積み立てを予定している額は、最終予算ベースで1,035,254千円となっております。平成27年度取り崩し予定額372,871千円を差し引きますと、基金残高は884,816千円を見込んでおるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

いろんなことに使われて大変よろしいかと思えますけれども、今回、基金条例では改正案が提出されていますが、設置の目的はふるさと玄海町のまちづくりを応援するために贈られた寄附金の財源として、寄附者のまちづくりに対する意向を具体化することにより、多様な人々の参加による個性と活力のあるまちづくりをするためとあります。この条例につきましては、一般質問の提出後に予算をもらった関係上、条例案の内容についてもお聞きをいたします。

寄附者のまちづくりに対する意向を具体化することによりとありますが、寄附者の意向に基づいた基金の利用となるということで、どのような意向が出ているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

済みません、先ほど私、数字を間違えて言っておりますので、1点だけ修正をさせていただきます。

3月の補正予算を含む最終予算ベースで、人材育成に関する事業として学習支援員配置事業や学校ICT支援員配置事業などに80,000千円と申し上げました。失礼しました、8,636

千円でございますので、修正のほうをよろしく願いいたします。

それから、今、山口議員お尋ねをいただきました、どのような使われ方をするのかというのは、実は寄附金の説明の中に4事業、使い方を玄海町の場合は限定をさせていただいております。1つには、先ほどから申し上げているように、人材育成に関する事業に使わせていただくということ、それから2つ目は医療、福祉に対して使わせていただくという使い方、それから3つ目には自然環境保護のために使わせていただくという使い方、4つ目が、通称、町長おまかせ事業と、町長の思い、町の思いで使ってくださいという使い方、この4種類に分けさせていただいておりますが、今現在、約4割の方はこの町おまかせ事業に使ってほしいというふうにリクエストをいただいているところです。残りの3事業については、ほぼ同数、全体の1割5分ずつぐらいを3事業で使わせていただくようなリクエストが来ておるところでございます、それに合わせた形で今後も玄海町の事業に使わせていただこうと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

町の活性化にもつながると思いますので、ほかの自治体の利用実態等もよく研究をされまして、さらなる有効利用ができるように要望をいたしておきます。

次に、町の特産品開発についてどのような状況になっているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

町の特産品の開発というお尋ねでございますので、御答弁いたしたいと思います。

ふるさと納税のお礼の品として玄海町の特産品を全国へ発送する中で、さまざまな御感想、御意見を頂戴いたしております。それを受けて、特産品開発の機運が町内でも徐々に盛り上がってきておりまして、いずれ6次産業化につながるものと期待をしておるところでございます。

また、鳴滝酒造の協力のもとに玄海町産コシヒカリを100%使用したスパークリング清酒と、それから純米酒の仕込みをしておりまして、間もなく完成をいたします。玄海町の新たな特産品としてふるさと納税だけではなくて、玄海町フェアや棚田サミットなど各種イベン

トを通じて全国に発信、普及していきたいと考えております。

なお、現在、町内の酪農農家から自家生産の生乳を利用して、加工品を製造、販売したいという御相談があつております。これは配合飼料の高騰によって現在の乳価では経営が厳しい状況にあるため、玄海町がふるさと納税で全国の注目を集めているこの機会にお礼の品となる特産品を開発、販売したいという計画でもございます。今後、県や関係機関と、特に町内の生産者の皆さんと連携をとりながら町の特産品開発につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

町のほうで特産品開発は考えているということでございますけれども、以前、仮屋でうまかめんたいということで、農林水産大臣賞を受けておられると思いますけれども、そのうまかめんたいはお返しの品としては、そこら辺はどのように考えておりますか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、山口議員は、うまかめんたいというふうに非常に幅広く言うていただきましたけれども、正式にはうまか鯛でございまして、実は私が商工会長をしている時代に経済産業大臣賞をとりました。しかしながら、現時点ではもう既に仮屋漁協ではうまか鯛をつくっておられません。ですから、タイに関する品物としては焼き鯛とか、ほかのもので代用させていただいて、今現在は焼き鯛も結構注文がございまして、タイそのままの販売というか、お礼の品には一番多いですけども、そういったことでうまか鯛の形をもう一度漁協のほうで、もしくはそのお仲間でそういうことを考えていただければ、新たな産品としてまた考えることは可能だというふうに思っております。ぜひおいしい６次産品というか、特に玄海町の場合は海産品については注目を浴びる部分もたくさんありますので、ぜひそれは考えていただければありがたいなというふうに思っております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

以前から玄海町ではまちづくり活性化事業につきましては、特産品開発、研究等に利用されてきています。まちづくり活性化での実績は平成23年何件ぐらい、また25年までに何件ぐらいあるのか、それとまた、幾らぐらいになっているのか、成果は出ているのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

これは今、私の手元に資料がございませんので、はっきりとしたことは申し上げられませんが、24年、25年はなかったと記憶しております。26年度に1件、そういう申請があつて、今それを協議をさせていただいているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

わかりました。

玄海町のふるさと応援寄附金につきましては、基金の利用は目的が指定されております。計画を立てながら、基金の活用を町民に還元できて、将来につながるような利用をしてもらいたいと思っております。また、広報等もしっかりされまして、町民が新しい特産品を開発し、ふるさとづくりの推進を図ってもらいたいと要望をしておきます。

次に、介護保険改正について。

今回、介護保険法が改正され、今回の改正で4月からどのように変わるのか、お聞きをします。これにつきましては、先ほど藤浦議員さんも質問をされておりましたので、似たような質問になろうかと思えますけれども。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回の介護保険制度改正でどのように変わっていくかというお尋ねにお答えしたいと思います。

今回の改正につきましては、持続可能な社会保障制度の確立を図ることを目的に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布さ

れたことに伴って、介護保険制度が平成12年に創設されて以来、大きな改正となっております。

まず、主な改正の1点目でございます。要支援1、2の方を対象とする訪問介護と通所介護のサービスが介護保険の対象から市町村が行う地域支援事業へ移行されるということでございます。これによってサービスの内容や料金などを各市町村が柔軟に決定することができ、また、ボランティアやNPO、民間企業などの地域資源を効果的に活用することで、地域の実情に応じた取り組みが可能になるという意見が一方であるわけですが、現在まで全国一律であった介護サービスに地域格差が生じるのではないかなというような声もございます。本町としましては、現行のサービスを維持した上で、実情に応じたサービスの提供についても今後、生活支援コーディネーターの配置や協議会の設置を進めながら検討を行うこととしておりまして、より充実した介護サービスの提供ができる体制をつくりたいと考えております。

2点目が、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上の方に限定されるということでございます。これによって、現行制度で入所が可能であった要介護1、2の方が対象から外れることとなりますが、例外として要介護1、要介護2の方であっても、さまざまな事情で特別養護老人ホーム以外での生活が難しいと思われる場合においては、市町村の適切な関与のもとで入所判定委員会の審議を経て、特例的に入所が可能ともされております。

なお、入所判定の基準については、今回の制度改正に伴い改正された佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針に基づいて判定されることになります。

3点目が、低所得者の保険料軽減割合が拡大されることでございます。内容につきましては、町民税非課税世帯で年金収入800千円以下の方に対しましては、現行の保険料5割軽減を7割に拡大するなど、低所得者の負担軽減を図るものでございます。また、所得水準に応じてきめ細かい保険料設定を行うため、所得段階が現行の標準6段階から標準9段階への見直しも行われておりまして、高所得者に対しては負担増となる改正になっております。

4点目が、一定以上の所得がある利用者については、介護利用料を1割負担から2割負担へ引き上げられるものでございます。なお、2割負担とする所得水準については、合計所得金額1,600千円以上とされておりまして、対象者につきましては、介護保険負担割合証を発行し、周知することといたしております。

5点目が、低所得者の施設利用の食費、居住費を補填する補足給付の要件に資産などが追

加されるものでございます。これは資産を多く有しているにもかかわらず、保険給付が行われていることに不公平感があるとの観点から、預貯金などが単身10,000千円を超える場合や夫婦で20,000千円を超える場合においては補足給付が行われないこととなります。なお、預貯金等の調査につきましては、現在、調査の方法を検討中でございます。

最後に、高額介護サービス費の上限額見直しでございます。これは現役並みの所得者に対しては、現行の上限額37,200円から44,400円に引き上げられるもので、同一世帯に課税所得1,450千円以上の方がいて、年収が単身3,830千円以上、夫婦で5,200千円以上の場合が対象ということになります。

以上が今回の制度改正の主なものでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、答弁の中で所得が一定以上だと利用者の御負担が2割になるということですかね。

それで、低所得者の保険料は軽減が拡充されるということでございますけれども、低所得者の場合はどのようになるのか、お尋ねをいたします。わかりますかね。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

2割負担とする所得水準については、先ほど申し上げたように、合計所得金額が1,600千円以上ということになります。当然、介護保険負担割合証を発行しますので、そのことによって御周知をいただきたいなというふうに思っております。

それから、その2割負担になる方々は、平成27年1月31日現在で127名いらっしゃいます。同日の65歳以上の第1号被保険者の人数が1,660名でございますので、第1号被保険者の7.6%が2割負担の対象者になるということでございます。よろしいでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

対象者が1,660名ですかね。（発言する者あり）127名か、済みません。所得の1,600千円以上が127人ということですね。

それで、2017年度から自治体の判断でできる要支援１、２について、今回の改正でどのように変わるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどの質問で最初に答弁をいたしました要支援１、２の方を対象とする訪問介護と通所介護のサービスが介護保険の対象から市町村が行う地域支援事業へ移行されることになります。なお、この移行時期につきましては、猶予期間が設けられておりまして、最長で平成29年3月末まで延長が可能ということになっております。

本町におきましては、今回の改正によって地域の実情に応じた介護サービスの提供が可能となったことを踏まえ、利用者のニーズや要望を反映したサービス提供を行うことが重要であると考えておりまして、今後、生活支援・介護予防サービスの担い手の育成やサービスの開発などを行う生活支援コーディネーターの育成や地域の各種団体との情報交換やサービスの企画立案などを行う協議会の組織づくりが必要となりますけれども、人材の確保や育成、各種団体との連携や協働など、多くの課題もございます。このことから、猶予期間をより充実した介護サービスが提供できる体制づくりの期間と位置づけて、本町としましては平成29年度から実施することといたしております。

なお、現在、訪問介護及び通所介護サービスを利用されている方につきましては、平成28年度までこれまでどおりの内容で利用することができることになっておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○２番（山口 定君）

2015年4月から3年をかけて移行するということでございますけれども、これまで全国一律のサービスだったものが市町村に移行することで、市町村の財政状況やトップの意識次第でサービス内容や利用料の差が出る可能性があると言われております。町長は町独自のサービス利用料金も、ほかの自治体よりも安くされるというような考えは持っておられないのか、ちょっとお聞きをします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町としては、先ほど答弁しましたとおり、平成29年度に移行することといたしております。この2年間で移行に向けた体制づくりを行うこととしておりまして、現時点で利用料金をどうするといった協議には実は至っておりません。ただ、私自身としましては、より充実したサービスをお得感のある料金設定で提供したいというふうには考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

玄海町の人口も毎年減少が大きくなっております。玄海町の人口の増加を図る意味からでも、定住促進や高齢者の住みたいまちづくりを考えられて、町独自のサービスを実現していただきますように要望をいたしておきます。

次に、玄海園の運営と利用状況について。

現在の入所状況と職員数をお聞きいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず、玄海園の入所状況でございますが、3月1日現在、100名の定員に対しまして本入所が93名で、うち町内が60名、町外が33名、短期入所が4名で、うち町内3名、町外1名、合計97名、うち町内63名、町外34名で、町内入所者の割合が64.9%でございます。

次に、職員数でございますが、同じく3月1日現在、町内31名、町外46名、合計77名が雇用されておりまして、町内職員の割合が40.3%となっております。

私の希望ではございますが、80名程度の雇用がありますので、町内から半数以上の雇用をしていただけないかなというふうに考えております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今、入居者と職員の数をお願いいただきましたけれども、町長の希望として、職員ですけれども、今現在が31名、町外が46名ということで、77人の雇用をされておるということです。

けれども、今、町長は玄海町の職員をそれだけ雇いたいということでございますけれども、職員の希望者はどのようになっているんでしょうか。希望者はないわけですかね。その点はどうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

現況では今の数でございますので、多分希望される方があれば、当然そういうお世話をやっているとしますので、今のところ希望がなくて、逆に町外の方がふえている状況にあるというふうに御理解をいただければと思います。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今のところは町外が多いということでございますけれども、条件とかが悪いとかあるんですかね。その辺はちょっとわかりませんが、開園当時はどういうふうな状況にあったか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

開園当初の入所者数と、それから職員数ということでございますが、職員に関しては実は開園当初は町内39名、町外23名、合計62名が雇用されておりまして、町内職員の割合が62.9%となっておりました。開園当初と現在での町内の割合を比較しますと、入所者数でいいますと、プラス5.4%ですけれども、職員数でいうとマイナス22.6%ということになっておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

割合的には町外の方が多いということでございますけど、今後は町内の方が職員として採用されることを望みます。

それと、今回の介護保険改正で入居はどのように変わるのか、玄海園では要介護1、2の

方がどのくらいおられるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

先ほどの答弁と重複をいたしますけれども、平成27年4月から特別養護老人ホームの新規入所者の対象が原則要介護3以上の方に限定されることとなります。これによって、現行制度で入所が可能であった要介護1、2の方が対象から外れることとなりますが、特別な事由の場合においては特例入所として入所が可能となる場合がございます。

具体的な理由を上げますと、1つ、認知症であって、日常生活に支障を来すような症状や行動等が頻繁に見られる場合、2つ目が、知的障害や精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状や行動等が頻繁に見られる場合、3つ目が、家族などによる深刻な虐待が疑われるなどによって、心身の安全・安心の確保が困難な場合などがございます。このような理由に該当して、特例入所の申し込みが行われた場合、佐賀県指定介護老人福祉施設入所指針において市町村の関与が求められることになりましたので、状態を十分に精査した上で入所が適切と判断される方については入所判定委員会へ意見等を報告していきたいというふうを考えております。

また、入所対象から外れる要介護1、2の方に対しての対策としましては、今後、宅幼老所やサービスつき高齢者住宅の設置を計画しているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

玄海園では要介護1、2の方がどのくらいおられて、要介護5まであるわけですね。その人数がわかれば、資料をいただきたいと思います。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

現時点では要介護1、2の方で、玄海町は今2つ合わせて20名でございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

20名ということでございますけれども、要介護3からのほうまでもあろうかと思えますけれども、その点は結構です。

それで、今回、施設の食費や部屋代の補助認定も厳格化されるようになり、これまで所得だけで判定をされておりましたけれども、これからは貯金もチェックされ、たとえ所得が低くても単身では10,000千円、夫婦で20,000千円を超える預貯金を持つ場合は補助の対象から外される見込みですということでございますけれども、この改正は27年8月から適用するということでございますけれども、先ほどの答弁の中にもございましたけれども、預貯金の確認は誰がするのかということで検討中ということでございましたけれども、これも大変なことであると思います。預貯金を調べるということになれば、これはもう個人の財産でございますので、なかなか個人情報もございますので、その辺はしっかり情報をほかに漏れないように注意しなければいけないと思っておりますので、その点の対策はどのように考えられるか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

誰が預貯金等の調査をするかということでございますけれども、これはもう介護保険の担当であります保健介護課で行うことになろうかと思えます。ただ、どのような方法で調べるかということを考えますと、基本的には本人の申告でございますので、通帳のコピーを添付してもらって確認を行うことになるとは思いますが、ほかに預貯金がないか金融機関への照会を行うことが一般的な調査の方法であるというふうには思っております。ただ、どの範囲まで照会を行うかという課題もございますし、市町村でばらばらの対応をすることになると、利用者に不公平感を与えることにもなります。この改正の適用は今議員おっしゃっていただいたとおり、平成27年8月からとなりますが、それまでの間、国や県、県内の保険者とも連携をとりながら、統一されたマニュアルのような形で運用できるように協議をしていきたいと考えております。

事業者に報告するということになりますと、該当、非該当にかかわらず事業者への報告は行っておりません。報告ではございませんが、軽減を受ける場合のみ本人が負担限度額認定証を事業者に提出することで軽減が受けられる仕組みというふうになっております。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

せっかく預貯金が10,000千円とか20,000千円とかあるわけでございますので、高齢者が今まで税金を払い、年金の中から少しずつためた金額から施設の部屋代や食費を高く取るということは驚いております。

国もそこまでしなくてもいいのかと思っておりますけれども、公共事業で土地を町に譲った人もおられると思います。個人、夫婦の情報が漏れないように十分対策をとって取り組んでいただきたいと要望をいたしておきます。

次に、今回の介護報酬改定でどのように変わるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

平成27年度の介護報酬改定率につきましては、2月6日、国の社会保障審議会介護給付費分科会において、マイナス2.27%で決定がされました。今回の改定を踏まえて、特別養護老人ホーム玄海園の介護報酬がどれくらい変わるのか試算をしますと、基本報酬が要介護3の利用者の場合、現行の1日当たり807単位が762単位とマイナス5.6%の改定となっており、各介護度のいずれも約6%のマイナス改定となっております。

なお、加算につきましては、ほとんどが現状維持であったのに対し、日常生活継続支援加算が現行の1日当たり23単位が46単位と倍増しており、これは特養への入所基準が要介護3以上に改正されることから、今後さらに重度者等の受け入れを行うことに対して評価する観点からの見直しとなっております。

また、介護職員処遇改善加算についても拡充されており、現行の2.5%が3.3%と0.8%のプラス改正となっており、これはさらなる支出向上の取り組みを進める事業所を対象にさらなる上乘せ評価を行う観点からの見直しとなっております。

これらの改正をもとに、昨年12月分の介護サービス費の実績を基準として、改定後の単価等で試算を行ったところ、昨年12月の介護サービス費26,143千円に対して25,638千円と、505千円の減額ということになっておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

今回の介護報酬改定で事業者にとっては大きなマイナスになると言われております。中でもサービス特定施設、特養は、先ほど答弁もございましたけれども、マイナス6%と、過去にないマイナス幅となっておるわけでございますので、これから先、サービスの低下につながらないかと事業者の運営に対して心配されるわけですが、玄海園ではどのように対応されるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今回の介護報酬改正によって確かにマイナスにはなりましたが、指定管理者としてはそれによって例えばサービスが低下するとか、それから世間で言われるように、どう表現したらいいんですかね、一生懸命やらないとか、そういうことはあり得ないというふうに思いますし、十分に高齢者の皆さんに対応するだけの作業をやることが前提で、これはこういう形の数字の表現となっておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

ぜひそういうことにならないように要望をいたしておきます。

次に、最後になりますけれども、放射能対策設備の運用はどのようになるのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海園の放射線防護施設は皆さん御存じのとおり、万々が一の原子力災害に備えて、即時避難が困難な入所者の皆様や要援護者の方が安全に屋内退避ができるよう建物の外気に面した建具の気密性強化を行い、外気供給システムによって放射性物質を除去したクリーンな空気を各階に送り込むことで、建物全体を陽圧にして、外気の侵入を防ぐ仕組みとなっております。

設備の主な装置でございますが、商用電源喪失時の電力供給のための非常用発電機と、放射性物質を除去したクリーンな空気を各階に送り込む加圧給気ファンがございますが、これらの管理についても指定管理者と結んでおります協定書第7条の規定によって、指定管理者をお願いをしているところでございます。

また、具体的な管理としましては、玄海園職員による装置の稼働テストを6カ月に1回の頻度で行ってもらうことになっております。なお、装置のメンテナンスについては、業者委託として平成27年度予算に上程をさせていただいておりますが、財源は全額県の補助金となっております。

以上が設備の管理状況でございます。

次に、万々が一の原子力災害が発生した場合の対応でございますが、町の災害対策本部から避難などの指示がありましたら、指定管理者が定めた原子力災害避難マニュアルに沿って行動することになりますが、屋内退避の指示があった場合においては、放射線防護対策施設運用マニュアルに基づいて放射線防護施設の稼働を行うことになっておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

玄海園での避難はどのくらいの人が収容できるのか、また、施設には誰でも行けるのか、それとその場合、誰が誘導するのか、お聞きをいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

玄海園での避難はどのくらいの人を収容できるかということでございますが、受け入れを行う場所は1階の地域交流スペースでございます。地域交流スペースの面積が288平米ございますので、避難者1人当たりの面積を4平米と仮定した場合、72名の収容が可能と考えております。

次に、誰でも行けるのか、また誰が誘導するのかということでございますが、万々が一の災害が発生した場合、できるだけ早く避難することが災害時の鉄則でございます。屋内退避はあくまでも一時的なものでございますので、玄海園の入所者で即時に避難できない方や地

域の要援護者が中心となると思いますが、このような方々だけに限定するものではありません。誘導につきましては、町の災害対策本部の指示のもと、住民避難誘導員などが誘導に当たることになります。

次に、収容人数が何日滞在できるかということで考えますと、放射線防護施設自体が3日間の退避を想定したつくりになっております。商用電源喪失時においても、非常用発電機によって加圧給気ファンや飲料水ポンプ、それからトイレ洗浄用ポンプ、照明、コンセントへの電源を3日間供給することができるようになっておりますし、食料、飲料水については、100名が3日間退避できる量の備蓄がされておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

山口定君。

○2番（山口 定君）

しっかり訓練をされまして、粗相のないようにしていただきたいと思います。また、町民の方にわかりやすく広報をされまして、万全の体制で対応をしていただきたいと望んでおきます。

今回、3点の質問をさせていただきました。今後は高齢化がどんどん進むと思っております。いろんな対応が必要かと思えます。町民の方が何を望んでおられるのか、しっかり検証されまして、町の発展のためになお一層の努力をしていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○副議長（古舘義純君）

以上で山口定君の一般質問を終結いたします。

次回再開を14時45分から再開いたします。暫時休憩します。

午後2時27分 休憩

午後2時45分 再開

○副議長（古舘義純君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。4番池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

ただいま許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をします。

今回は3点ほどお聞きします。1番目に、玄海町小中一貫校の開校に伴う運営方法と既存

の学校について、2番目に、玄海町薬用植物栽培研究について、3番目に、次世代エネルギーパーク「あすびあ」の事業について、お尋ねをいたします。

初めに、1番目の玄海町小中一貫校に伴う運営方法と既存の学校について、お尋ねをします。

東日本大震災が起きた3月11日——あしたあさってです。これは平成27年2月27日の復興庁の発表で見たんですが、いまだに22万9,000人が全国47都道府県1,162の市区町村で避難生活をされています。丸4年がたちますが、復興のおくれが、ここやっぱり3月11日が近くなってくると、テレビや新聞報道で皆さんも見ておられるかと思います。一刻も早い復興をやっていただきたいと願っております。

まず、小中一貫校の開校に伴う運営方法と既存の学校についてということでお尋ねいたします。

基本方針はどのようなものかということを教育長にお尋ねをいたします。このこともちょっと調べてみましたら、日本全体的な教育基本法、基本というのが、終戦後、文部科学省が初めて戦後教育の基本方針を明らかにしたのは、昭和20年9月15日に発表した新日本建設の教育方針であるというのがありました。大分前のことですから、今もこれが基本となって現在の教育に反映といいますか、もととしてつくられておるのかと思いますが、このたびの玄海町の小中一貫校において、どのような基本教育をモットーとしていかれるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

池田議員さんから、小中一貫校の開校に伴いまして、新しい学校の教育方針はどのようなものなのかという御質問をいただきました。議員さんもおっしゃっていただきましたとおり、教育基本法におきましては、教育の目的、目標が掲げられているところでございます。この教育の目的や教育の目標を尊重しつつ、それに沿って本町の教育も行っていないといけません。具体的にそれを具現化するものということとして、御答弁をさせていただきたいと思っております。

玄海みらい学園では、本町始まって以来、1年生から9年生までが同じ校舎に生活するという、そういう環境が生まれます。と同時に、教職員もこれまでは小学校の先生、中学校の

先生というふうに分かれて指導教育を行ってございましたけれども、先生方におきまして一緒に同じ敷地内で教育に当たるという、そういう環境が生まれることとなります。このため、1年生から9年生まで一貫した指導をもって子供たちの教育に当たるという必要が生じてまいりますので、その教育を行うに当たっての方針が必要となってまいります。

新しい学校では、子供たちの姿——児童・生徒の姿は、自分で考え行動できる能力、自分に自信を持つ自尊心、ほかの人とのコミュニケーション力のある子供、それから、当然のことながら、社会に巣立った後の適応能力のある子供、そういう子供を育てたいというふう考えているところでございます。そのような子供を育てるために、一貫校としては柱として、既に議員の皆様方にも御紹介をいたしておりますが、校訓を定めているところでございます。校訓は「新・究・律・愛」でございまして、これもこれまでその中身について御説明をしてきたとおりでございます。

このように自分で新しいことに挑戦できる、前に向かって進んでいける子供、真実を追い求めて本質を探り、自分自身の答えを探究できるそういう子供、そして、自分自身のことは自分で規範に——要するに、ルールにのっとり自分の行動を規律できるそういう子供、最後は、自分、他者、友達、家族、玄海町、ひいては日本、そして、世界を愛することができる子供、そういう「新・究・律・愛」をモットーに、新しい玄海みらい学園では運営をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

先日、学校の視察もさせていただきました。そういった中ですが、この一貫校、生徒も多く学校の環境もよく、九州でもトップクラスの校舎ではないかと思われまます。環境は整いました。あとは一番大事な子供の学力の向上かと思ひます。そういった中の例の質問になりますが、学校生徒といへば、よい先生がいることが必ずこれは最低必要条件かと思ひます。悪い先生というのはおつてないかもしれませんが、教育長が来られてから4年目、5年目ですかね、何年目ですか——7年ですか、そがんとつとつとですね。いろんな目新しい事業をやつてこられました。それなりにとつては失礼ですが、効果もある程度は出てきているかなと思ひますが、ただ、やつぱり、県内でも余りよくない、ランクとしてはですね。そう

いったことで、あれだけ立派な校舎ができましたので、先生あたりも科目的にいろんな得意にされた先生もおつてあると思います。みんながみんな何でもできるわけじゃないと思われるので、そういった先生の選び方にも、もう決めてあるんですよね、すぐ開校ですからね。当然決まってあるかと思いますが、そういった質のいい先生を子供のために呼んでいただいて、建物に恥じないような成績を上げられますようお願いしておきます。そういった中でちょっと二、三お聞きします。

この開校に伴い、ずっと前に聞いた覚えがあるんですが、先生の配置と人数、これはどのようなになるのか、お尋ねをいたします。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校開校に伴いまして、先生方の配置についてはどうかという御質問でございました。議員の皆様も御存じのとおり、教職員につきましては県費の教職員というのが配置をされます。県の費用で配置される職員でございますが、県費の教職員については国の、それから県の基準がございまして、クラス数に応じて、職員数は配置数が決まっております。ですから、その配当基準に従って、職員数は新しい学校に配置されるということとなります。

議員さんの質問は質の内容でもございましたけど、まず、人数についてのお答えをさせていただきたいと思います。

玄海みらい学園の教職員数につきましては、新しい法律が一貫校の法律というのはありませんので、小学校の配置基準、中学校の配置基準ということで配当がされます。県費の負担教職員は小学校25名、中学校20名、合計45名というのが配当でございます。これは、ことし平成26年度の4小・中学校の配当数と比べますと、16名の減となります。これが県費の教職員でございます。

次に、少人数の講師でございます、それから、学習支援員でございます、そして、保小連携教職員等、そういう町費の教職員につきましては当初予算をお願いをしているところでございますけれど、小学校に9名、中学校に6名、合計15名を配置させていただきたいというふうに考えております。これは、ことし平成26年度に比べますと、5名の減でございます。

したがって、玄海みらい学園、平成27年度は県費が45名、町費が15名、合わせて60名の教職員が在籍するということとなります。これは先ほど申し上げました繰り返しですが、

平成26年度に比べますと、県費、町費合わせて21名の減ということとなるものでございます。

教職員の数は以上でございますが、質につきましても質問をしていただきましたが、新しい学校におきましては指導法の改善を行おうということで平成26年度、先生方も加えまして議論をしたところでございまして、授業のやり方を、問いを発する、子供たちが考えるような、そういう授業展開になっていこうということで、授業のやり方を変えた新しい玄海みらいスタイルを実施していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

今までと比べたら、マイナス21名ということですね。当然いろんな統合、合併いろいろありますが、それをするときは、人員の削減はもう当然です。これが変わらないのであれば統合する意味も何もありません。21名の減ということで60名の方、しっかり頑張ってくださいと要望しておきます。

次は、スクールバスについてちょっとお尋ねします。

これも何回となく検討委員会では聞いておりましたが、最近、値賀校区のほうから、値賀校区から徒歩で行く地域がありますかね、どこか。ありませんか。中学生もですよ。（発言する者あり）（「池田議員、声を大きく。聞こえにくい」と呼ぶ者あり）聞こえんですか。

一部聞いた話ですが、浜野浦の中学生が、その指定距離にかかるとか、かからんとか、ぎりぎりみたいな感じで、あそこから歩いてはちょっときついんじゃないかと思ってお尋ねをしておりますが、この辺のところ、私の間違いであればいいんですが、どうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

バス通学につきまして池田議員さんから質問をいただきました。

詳細について私が十分な把握をしておりませんので、そこは御容赦をいただきたいと思います。

今、手元にあります資料は、バス路線で何名が乗ってくるかという資料を今持っております。

おっしゃっていただきましたのは浜野浦のお話でございました。乗車地区、浜野浦公民館で乗車する子供さんや大園バス停で、それから仮屋漁協でという、そういうルートでバスが走ってまいります。

浜野浦で乗車していただきますのは1年生から4年生までが6名、5年生から6年生までが2名、7年生から9年生までが5名というふうに私の手元では整理をさせていただいております。これがバスでございます。

一方、徒歩や自転車で、その対象となるエリアの方は何名かということでございますが、ただ、これにつきましては、浜野浦は対象地区にはなっておりません。徒歩または自転車の対象となっておりませんので、私どもはこのように整理をしておりますけれども、もしくは議員さんおっしゃられたようなことがあるのかもわかりませんので、それにつきましては、また調べをさせていただきたいというふうに思います。済みません。事前通告がなかったものですから十分な調査をしておりません。失礼いたしました。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

私の聞き違いだったのかもしれませんが、じゃ、値賀地区からは、徒歩のところはないと理解しとっていいわけですね。わかりました。

ただ、その浜野浦を聞いたときに、距離は4キロメートルか、4.5キロメートルか、その辺かなと思いますが、平たんの4キロメートルとああいった高低差がある4キロメートル、同じ4キロメートルでも歩くとなると大分違いますからね、その辺どうなるのかなと思ってお尋ねをしたわけです。いいです、間違いであればそれでいいわけですから。

続き行きます。

この通学バスですが、朝、夕方と誰かバスの中に引率といいますか、大人が乗ってという形じゃないんですね、子供だけで朝晩往復をする形になるのでしょうか。

（午後3時4分 10番岩下孝嗣君 退席）

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

池田議員さんからバス通学の具体的なやり方についての御質問をいただきました。スクー

ルバスにつきましては今、議員さんおっしゃっていただきましたとおり、子供たちが乗って、そして事業者が運行をするという形になります。

大人の方につきましては実際の停留所での見守りとか、それから、帰りは停留所から戻って家までの見守りとか、これは今、有徳小学校でも行っていることでございますけれども、そういうことをぜひお願いしたいなというふうに思っております。

じゃ、バスに乗った後はどうなのかという御質問でございますが、これは、今回はありがたいことに小中一貫校で1年生から9年生までが、先ほど言いましたとおり、例えば浜野浦でございましたら、7年生も8年生も9年生も乗るわけでございます。

そういうことで、バスの中につきましては上級生が下級生の面倒を見ると、そういうことも、そういう一つの教育環境といいましょうか、そういうことができるのではないかなというふうに思っております。

そういうことで、町内の全ての子供がお互い助け合いながら生活する、そういう状況が生まれていくんじゃないかなというふうにも考えているところでございます。

なお、有徳小学校が平成22年に開校いたしましてバス通学を行いました。そのときは、最初は、しょっぱなはやはり大人の見守りを十分にいたしましたし、我々教育委員会の職員も、しょっぱなは対応をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

上級生が下級生の面倒を見ると、これはいいことです。

私が心配するのは、逆に上級生が下級生をいじめるパターンが出ると思います、必ず、言っておきます。そういったこともあるかと思うんですよ。ですから、もし低学年の子が上級生、5年生、6年生あたりからいじめられたとしたら、いつも同じバスでずっと続くわけですね、何年も。それがちょっと心配だなと。いいことであればいいんですけども、もしそういったことが起きないようにやっぱり十分注意をして運用、運行をしていただきたいと思います。多分起きると思います、起きなけりゃ幸いです。

このバスですが、今回は委託の業者さん、玄海タクシーさんですね、と町で今度新しく5台ですか、購入されました。バス購入の説明はちょっと受けましたが、もう一回、町長にお

聞きたいと思いますが、業者さんに任せるよりも町で管理運営していったほうが安価で上がるとか、その辺の説明をしていただいていたいいですか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

町でバスを購入しての、バス運行委託についての御質問をいただきました。

バスの購入につきましては、議会の教育環境調査特別委員会、それから、全員協議会でも御説明をさせていただいたところでございます。

町で購入して、そして運行委託した場合と、バスを、それから人も、両方とも委託して運行した場合の経費についての、たしか20年ぐらいのその違いをお示しさせていただいたものというふうに思います。

それと、その後の入札結果で、またその当時、機材の入札予定金額よりもその後の入札結果の金額が低うございますので、その当時、お示しをしておりました経費の有利性はもっと広がったものというふうに思っております。

新しいバスにつきましては、もう1つの利点がございます。それは町で抱えておりますので、教育委員会の事業には当然使わせていただきますけれども、それ以外の空き時間につきましては教育委員会以外の町の業務にでも使っていただけるといふ、そういうメリットがあるかというふうに思っているところでございます。これは、金額には隠れたメリットだというふうに御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

今年度、27年度分についてはわかりました。

この委託の分ですが、来年度また更新時期が来るかと思われまふ。そのときはどういった形になるんでしょうか。全部町でやるとか、委託者を挟んでやるとか、その辺はどう考えておられますか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

平成27年度のスクールバスの利用は先ほど御説明をいたしましたけれど、議員さんおっしゃられましたとおり、玄海タクシーさんの委託期間が平成27年度まででございます。平成28年度以降、どうするのかという御質問でございますが、町で抱えますバスが5台でございます。平成27年度は民間の方をお願いするのが7台、合計12台ということでございます。じゃ、平成28年度は何台必要になるのかということが28年度のバス運行をどうするかという大きな要素になります。

平成27年度のバス利用者は約390名か、それぐらいでございますので12台必要だという計算をしているところでございますが、じゃ、28年度、それと比べて極端に少なくなるのかと、5台で大丈夫なのかということ、そうはなりません。やはりそれ相応のバスが必要になります。それは子供さんの数と、どの地域に子供さんが住んでいらっしゃるかということにもかかわってまいります。ですから、平成28年度は、教育委員会といたしましては、また、町長部局にバスの委託についてお願いをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

わかりました。28年度は28年度でまた相談をするということですね。

次、行きます。

これも検討委員会で聞いたかと思っておりますが、念のためにお聞きします。自転車とか電動バイクがありますよね、それを利用する子供たちも当然、天気やら体調の不良やらで、そういった場合、スクールバスの利用はできるんですよね。それしかだめということじゃないんですよね。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

今、議員さんがおっしゃられましたことにつきましては、これまで統合に係ります検討部会でいろいろと、通学部会といいますけれども、そこで議論をさせていただいたところでご

ざいます。

ただ、バスに乗車できる方は最初に許可証を——申請があつて町が許可証を出します。そうしないと、大変変なことを申し上げますけれども、バスに乗ったけれども学校に着いていないとか、もしくは、バスに乗ったけれども家に戻っていないとか、さまざまなトラブルが想定されますので、許可を受けていない子供を教育委員会としては把握できなくなってしまうので、どうしても許可制にさせていただくこととしております。

一方、自転車で通学するという届けの場合には、これも自転車通学の許可をすることとしております。そういうことで、自転車通学の子供さんが、例えば雨が降ってきたから、きょうはバスに乗せてくれとかということは、これはできません。あくまでも届出をした通学方法で実施をしていただくということといたしております。

そうしないと、例えば、バスは定員がございますので、定員をオーバーしてバスを走らせることも、これもできません。そういうことで、それを踏まえての御本人さんや保護者の方の通学の申請をしていただくということとさせていただいておりますので、どうぞ御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

私の勘違いで、これははっきりできるものと思っておりました。ああ、そういうことですか、それも大変ですね。保護者の方たちとこういった話はされていると思いますけど、これで納得されておるんですか——ああ、そうですか。だったらいいですが、わかりました。

次に行きます。

4番目の廃校舎の利活用についてどのような状況なのかをお尋ねいたします。町長、お願いします。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

小中一貫校が開校いたします。それに伴いまして、既存の2小、2中、それから給食センターがその用途を廃止いたします。これにつきましては、3月定例議会に関連議案も条例案

を出させていただいているところでございます。

実際に平成27年度以降、廃校舎として利活用の対象となりますのは、解体をいたします有浦中学校以外の値賀小学校、値賀中学校、有徳小学校、そして給食センターでございます。この4つの施設についての利活用については、昨年8月から町民の皆様方にお集まりいただいて廃校舎等利活用計画策定委員会を設置いたしまして、跡地活用について議論をしてまいりました。

結論といたしましては、3回委員会を開催してたどり着いたものでございますが、まず、有徳小学校につきましては、4事業所の希望がありましたけれども、差し押さえ動産仮置き場や放課後児童クラブとしての利活用ということとなりました。

なお、民間事業者の富士衣料株式会社も希望をされておりましたけれども、この事業者が1階部分を利用したいということでございましたので、この富士衣料さんにつきましては、値賀小学校または値賀中学校を含めて利活用についての検討をしていただくよう調整をすることといたしております。この富士衣料さんにつきましては、玄海町に肥前町から移転をしてきたいということでございまして、今現在は衣料品生産をされております——こういう服でございます。

移転に伴いまして、どういうメリットが本町にあるのかということでございますけれども、移転に際して今後、10年間で7名の雇用創出ができるということでございましたので、ぜひとも町内雇用をお願いしたいというふうをお願いをしているところでございます。

残りの給食センターにつきましては3事業者から希望がございましたけれど、地元雇用の創出、それから、事業計画等から外津水産加工株式会社の利活用が適当ということとなりました。

以上のことから、庁内の関係課や富士衣料株式会社、そして、外津水産加工株式会社のこれらの事業者につきましては、これから廃校舎等を利活用できるような手続を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

今、もろもろお聞きしましたが、学校の校舎、どうですかね。どの程度の企業、会社の方

かわかりませんが、まだ大分余るんじゃないですか、その面積としては。今後はそういった募集といたしますか、あれはないんですか、あるんですか。

○副議長（古舘義純君）

小柳教育長。

○教育長（小柳 勉君）

町内に発生いたします廃校舎等の利活用については、積極的に活用を進めるべきであるというふうに委員会としては考えているところでございます。

そこで、先ほど申し上げましたとおり、今現在、決めております関係課や富士衣料さん、そして、外津水産加工株式会社さんと調整をし、そして、ある程度の場所といいたししょうか、規模が決まりましたら当然残りははっきりいたします。それを踏まえて、教育委員会といたしましては町長部局とも相談をしながら、再度、募集をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

今、教育長のほうから言われました３利用事業者さん、これはもう町のほうでも納得といえますか、了解されてあるんですかね。町は町としての何か思いか、考え方があるのですか、どうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、教育長から答弁をしましたことは、２社については私どもも了解済みでございまして、これに加えて今、池田議員から御指摘をいただいたとおりに、まだそれでもたくさん実は余裕がございます。

ですから、いろんな形で、もう少し検討委員会の中でも協議をいただく、それから我々も教育委員会とまた相談をしながら、跡地の利用については、さらなる丁寧な使い方ができるように手を加えていきたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

まだ大分余地があると思いますので、できるだけそういった企業なり会社なりを呼んでいただいて、雇用ができればいいかなと思われます。

これは質問事項には出しておりませんが、関連でちょっと町長にお尋ねします。

これ多分見られておると思いますが、３月２日の佐賀新聞に「少子化対策、定住促進の柱に」ということで太良町が給食を無料化というのが出ています。これは見られたと思います、当然。これが760人分の１年間分に当たると書いてあるんですね、小学生が466人、中学生が281人。こういったことを太良町がやっておるわけですが、財政的には、県下では玄海町はよそと比べたらいいほうだと思っております。そういった中でこういったことも考えられるのかどうか、どうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

太良町さんの場合は、太良町さんに創生交付金の配分の範囲が少し実は玄海町よりもたくさんございます。そういった意味で、全額そこで納めが効くということで判断をされたものというふうに私どもは思っておりますし、これはもう議員さん御承知かと思えますけれども、玄海町の場合は、創生交付金が非常に額的に少のうございまして、給食費に全額充てても不足をいたします。ただ、給食費については、将来にわたっては、子供たちにある意味、玄海町の産品がこれだけすばらしいと、ふるさと納税でも証明されているように、玄海町フェアもやるように、いい食材を使っているということがわかっておりますので、今後は玄海町としても協議はしてまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

ぜひ実現に向けてやっていただきたいと要望しておきます。

次に行きます。

玄海町薬用植物栽培研究所についてということでお尋ねいたします。

あそこの当初の目的というのは甘草栽培、甘草の苗づくりがメインだったかと思っております。

ます。最近、違う薬草、そういったものばかり表に出てきているような感じが私はしています。本来の甘草の研究開発、これについては、先月２月に、１年間に１回の説明会がありますが、去年の説明では、あと３年、時間を下さいという九州大学のほうの説明だったかと思っております。今回は私、所用があつて行けませんでした。話を聞けば何も変わつとらんというふうに聞きました。

今後どういうふうになって、この甘草に関してです、ほかのやつはいいです。この甘草について、今後どういった研究開発を進めていかれるのか、それは本人じゃないからわからないと言われたらそうかもしれませんが、わかる部分でいいですから御説明をお願いします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

本町の甘草を初めとした薬用植物の共同研究については、これはもう議員御承知のとおり、平成20年３月10日に九州大学と共同研究に関する覚書に調印をして平成20年度から22年度の３カ年で研究に係る施設整備を実施し、平成23年５月22日に開所式を開催させていただいたところでございます。

また、九州大学工学院及び薬学院、それから、長崎国際大学薬学部において、平成20年度から甘草の基礎研究が行われて、平成23年度よりその基礎研究の成果をもとに、本町の施設で実証栽培実験を開催し、平成25年度からは九州大学の農学院も加わって共同研究を行っているところでございます。

本町の施設で実証栽培を行ってきた甘草についてはグリチルリチン含有量2.5%以上の日本薬局方の規定を満たす個体が特定できましたので、その個体の根から品種登録用の苗をつくって昨年の５月に苗をハウスに移植し、品種登録の準備を行っているところでございます。品種登録につきましては、ハウスに移植した苗の成長を見ながら、申請を行いたいと考えております。

また、九州大学では苗を大量に増殖させるための組織培養法を用いた大量増殖法の開発を研究しておりまして、品種登録後には、これを用いた甘草栽培の広域展開を図っていきたいと考えております。

九州大学との共同研究につきましては、毎年、薬用植物の総合研究プロジェクト報告会を開催させておりまして、研究成果について発表させていただいているところでございます。

今年度の報告では、先ほど余り変わっていないというふうにおっしゃっておられましたが、今年度の報告では、高品質甘草の組織培養法の研究が進んでいること、それから、平成25年度から新規参入された九州大学農学院からの甘草の新たな機能性などについて発表が行われたところであります。特に九州大学農学部は、甘草の根の部分だけではなくて、全部使った製品をつくって、少しでも玄海町の情報発信になるような努力をしたいという旨の発表がございました。

以上でございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

これはインターネットでちょっと調べたんですが、日本製菓さんが山口県岩国市の分、御存じの方もいるかと思いますが、岩国本郷研究所で甘草に関して、高品質な苗づくりや露地栽培技術を確立したというのが載っておりますが、ずっと言われております特許——苗づくりの特許ですね。そういったものの二番手、三番手になれば、どういったことになるんでしょうかね。その辺ちょっと、どういった考えがあるのか、お聞きします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

この品種の登録というのは大変、今の日本の法律では難しい面がいっぱいございます。文科省あたりでの登録でありますと、学問のための登録でありますので、非常に簡単にできますけれども、私どもが目指しているのは農水省の品種登録でございますので、実は農水省とは相談をさせていただきながら進んでおりますが、まだ日本ではこの甘草の品種登録はされておられません。

それから、確立をしたと新聞を載っておったかもしれませんが、そういったものであれば、うちはもう何年も前に確立したというふうな記事になって、載ることが十分に可能なだけの研究は進んでおります。ですから、それは全てをうのみにされずに、ただし、品種登録については、非常に農水省を通すということになると時間的にも多分、正直申し上げて2年、3年かかるというふうに思っておりますし、農水省には甘草の登録はまだ日本ではされておられませんので、農水省自体が甘草の勉強をしていただかなければいけない状況にあるというこ

とを御承知おきいただいて、私どもそれにあわせて、九州大学薬学院とそれから農学院で、両方で研究したしっかりとした成果を登録させていただきたいと考えているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

国等の関連関係、そういったものは詳しく私たちはわかりません。ですが、こういったものが高品質な苗づくりや露地栽培技術を確立したと書いてあるんですよ。そしたら、もうできとるやんねと、やっぱり思うんですよ、見たら。あとはどうなるとかなと心配して言っておるんです。

この研究事業も私の計算が間違っていたらあれですが、今まで総事業費1,811,000千円ぐらい以上の金が投資をしております、総額です。今まで最初から、建設費からですね。

こういったことで、一生懸命頑張っておるんですが、こういったように、よそからほんと先駆けをされたらどうなるのかなと心配して、お尋ねをしております。ぜひとも、より高品質といたしますか、種類が違くと——品種は一緒ですね、甘草ですから。その使い方とか用途によってまた違う申請がなされるのかどうか、その辺よくわかりませんが、時間もたっております、大分。約束の３年間はあと２年あるわけですがけれども、ぜひ残りの２年間でもう少しはっきりとした明確な方向づけをしていただきたいなと。これは研究者の方たちの頑張る次第ですから、いかんせん部分もあるかと思っておりますけれども、やっぱり余り長過ぎるなど私は思っております。けつをたたいてというのはおかしい表現ですが、ぜひ頑張っていて地域の産業に役に立つようにしていただきたいということを要望しておきます。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、非常にありがたい指摘をいただきました。ぜひ一生懸命そういった研究をスピード化を図って、成果として皆さんにお見せできるように、我々としては尻をたたいていきたいなと、九大の先生方も長崎大学の先生方にも、その旨しっかりとお伝えをして、早く品種登録を済ませ、そして、これは議員も御承知かと思っておりますけれども、ＪＣＣ等で化粧品としてもこれは扱いをいただけるように甘草はなっておりますので、しかも、ＪＣＣでは2.5%のグ

リチルリチンは必要ないという話もお聞きをしております。ですから、甘草であれば大丈夫だということでそれは使えますし、生薬としては2.5%以上出ないと、これが認めていただけないので、漢方薬に利用する生薬としては2.5%出る苗はもう既に私どもでつくられておりますので、これをいかに大量に増殖できるかということにかかっていると思います。この栽培登録についても、農水省にしっかりと働きかけをして早く登録できるよう今後も努力を続けてまいりたいと思っておりますので、議会のほうからも後押しをしていただきますようお願いを申し上げておきたいと思っております。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

今までは甘草を言いましたが、甘草以外のやつですね、これは秋田県の方ですが、秋田県南部の羽後町では、2012年12月、35件の農家が集まり薬草生産組合を発足させた。3ヘクタールで婦人病などに効く漢方薬の原料となるトウキを栽培し、昨年秋には初収穫を終えた。単位面積当たりの売り上げは稲作の1.5倍以上と、こういったこともあっております。うちでもいろんな、ミシマサイコやらトウキやらの今販売をされておりますけれども、それについても、よそでこういったことができておると。土壌や気象条件が大分違う部分もあって、なかなか農作物は、それが合わないといけないという部分がありますが、そっちのほうも、せっかくやるのであれば、もう少し力を入れてこういった実用——これはもう実用化ですよ、これだけになっとったら。こういったことができるように、頑張ってくださいたいと思っております。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

今、もうありがたいことにトウキも、それからサイコも池田議員から言っていただきました。これに実は私どもの研究所ではサフランですとか、ほかの薬草も含めて今一生懸命、大量生産ができるまでいかないと、トウキにしても、サイコにしても商売にはなりません。そういう意味では、まだやはり農家の皆さんに早く御理解をいただいて栽培がいただけるような状況を早くつくり出していきたいというふうに思っておりますので、そっちのほうにもぜひ議会のほうからアドバイスをしていただきますように、我々としてはお願いをして

おきたいなというふうに思います。なるべく皆さんに形を見せられるよう努力を続けてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○４番（池田道夫君）

続きまして、次行きます。

３番目に、次世代エネルギーパーク「あすぴあ」事業についてということで、現在までの営業実態について、お伺いいたします。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

次世代エネルギーパーク「あすぴあ」は、平成25年７月20日にオープンをさせていただいて、指定管理者であります九電産業株式会社に平成30年３月31日までの５年間、管理運営を行っていただくことといたしております。

エネルギーの未来について、来て、見て、触れて、みんなで考える施設として利用していただけるようチラシや新聞折り込みなどによるお知らせのほか、各学校や保育園などにも勧誘を行い、体験学習や工作教室を開催するなど、未来のエネルギーに関する知識の普及を図っているところであります。

これまでの来館者数といたしましては、平成25年度が６万4,514人、平成26年度が２月末で７万5,053人で、昨年の８月24日には来館者10万人を達成し、記念セレモニーを催したところでございます。

今後は、今まで行ってきた勧誘活動やPRに加え、新たな集客の取り組みを行い、環境に優しいエネルギーの町としてイメージアップを図るとともに、薬用植物栽培研究所や九州電力のエネルギーパークなど、他の施設との連携を行うなど交流人口の増加に努めていき、地域活性化につなげていきたいと考えております。

また、次代を担う子供たちには、この次世代エネルギーパーク「あすぴあ」をさらに利用していただいて、未来のエネルギーについて体験しながら学習をし、知識を深めていただきたいと考えておるところでございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

去年よりもことしということで若干、来館者もありますが、当初は、町長、20万人が目標ですから、まだやっと半分ですよ、まだ2年目ですけど。

そういった中で指定管理料ですが、これは私が前にもらった分ですけれども、平成25年度から29年度まであります。88,540千円、95,000千円、95,000千円、96,890千円、95,000千円と書いてあるわけですが、今年度、予算書を見てみますと、101,355千円と指定管理料が上がっておりますが、その辺の説明、上がった理由を教えてください。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

ことしの予算のふえた主な理由としては、これは最初にオープンをさせたときにはエネルギーパークの雇用者の数が12名でございました。今回から15名に3名増員を図られておることとであります。

これについては、体験学習の実務の増に加えて、小さい子供たちが来たときの対応もしていただかなければいけないことを考えると、12名ではやはりどうしても数に限定されてしまいます。そうすれば、私どもの思惑であります交流人口の増加にもつながっていきませんし、少し人をふやして、さらに入館者の数をもう少しふやす努力をさせていただこうということで、今回、3名の人件費の増が入っておるということになります。それから当然、御承知のとおり、消費税が上がりましたので、その分がふえたということで御理解をいただければと思います。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

ということは、平成27年度がこうですよ。来年、再来年と、ずっと上がるという感覚ですか。違うのはことしだけですか。じゃ、この金額で大体推移をしていくという捉え方でいいんですかね、101,355千円でいいんですか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

基本的には、消費税も含めて、もちろん2年後の消費税が上がるときにはまた2%分上がりますので、その点については御理解をいただきたいと思いますけれども、逆に指定管理者にとっては売り上げが上がるようになれば、これは指定管理料としては減らしていくという方法もございますので、それはそのときの状況によって変化をしてくる。ここ二、三年については、横ばいで行くのではないかというふうに考えております。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

さっき言われましたように、また先で消費税も上がります。頑張ってください集客ができて入館者が多くなれば、また経費もかかります。だから、当然、それは入館者が多くなって経費がかかるのは、まあいいとしても、ただ漠然と余り変わらん状況で、この1億円近い委託料が毎年出ていくというのはやっぱりどうかと思います。

それで、先ほど薬草の総事業費を1,811,000千円何がしかと言いましたけれども、この次世代につきましても、どういうわけかわかりませんが、ほとんど同じ金額なんですよ、総事業費は、今まで、1,825,000千円。両方合わせたら幾らですかね、37億円ぐらいになるわけですね。

ですから、一長一短にいかないという部分はわかりますが、大きな金をですよ、交付金であつても町の金には変わりはないわけですから、そういった大きい金額を使った仕事をしておるわけですからやっぱり、一長一短に効果が出る出ないはわかりますけれども、できる限り早くそういったものに対応していかないと、何じゃこりやとしかありません、本当に。

現に値賀地区では私が聞く中では、早うやめろと、赤字の太うならんうち早うやめろと言う人もおられます。財源のなかつですよと、財源はないないいつも言ってありますよと。財源のなかにて何でこやんかをつくるとかと、毎年1億円払わんじゃないかと、こういった批判が出てきます、絶対。出ております。ですから、物にしないと、つくっただけではどうしようもない部分があるかと思います。大変だと思いますが、頑張ってくださいと思っています。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

薬草園にしても次世代エネルギーパークにしても、確かにそれだけの投資をさせていただいている部分というのはございます。

しかし、薬草園もひょっとしたら私の任期中に大きな大化けはしないかもしれませんが、将来にわたっては必ず大化けをして、しかも、JCCとの関係、それから、生薬との関係で非常に大きな商売になっていく産業だというふうに私は思っております。

それから、次世代エネルギーパークに関しては、ここで何度も申し上げましたけれども、まずは子供たちがいかに科学や物理に興味を持ってもらえるということが最優先でつくらせていただいておりますので、もちろん子供たちにもっと通っていただけるようなそんな施設のあり方を考えていかなければいけません、それに付随して、一定の売り上げの上げられるような施設にしていかなければいけない。そのことを考えますれば、確かに今、池田議員さん優しく言っていただいたように、少し長い目で見ていただければ、十分に投資をさせていただいた金額は回収できるものというふうに私としては想定をしているところでございます。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

私は、別に優しく言ったわけじゃないです。困ると、できるだけ早い結果を出してほしいということ。

次に行きます。

今後の運営計画はということで出しております。今、大体話した中で、似たようなことになるかと思いますが、このことの中で町長にちょっとお聞きします。

町長選挙の折、外津地区で、この次世代エネルギーパークの運営について、平成27年度、来年は黒字にしますと言われたとお聞きしましたが、確かな情報でしょうか、どうでしょうか。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

黒字にするとやった記憶はございません。ただし、今、説明を申し上げたように、まずは

子供たちが主体で勉強していただく。そして、それに付随をして、観光客の皆さんにもたくさん来ていただける。それから、いろんな会合がここでできる。そういったことで、実はこの次世代エネルギーパークは、昨年、平成26年では九州電力のエネルギーパークの観客数を少しオーバーしました。ですから、これは将来を見据えてもっとたくさんの人が来てもらえる一つの予兆でありますので、十分に将来は黒字を目指して頑張れるのではないかというふうに期待をいたしております。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

又聞きですので、私も絶対とは言いません。だけど、本当でいいと思うんですよ。そういった気持ちがないと、今までと何ら変わらんと。そういった気持ちがあってやってくださいとお願いをさっきからしておるわけですから。何か言ってもらいたかったですね、こういう考えがあるということを、あったらですね。わかりました。

本題に戻りますが、集客については、先ほどから言われているように、子供たちの来館をふやすとか、子供が来れば親もある程度ついてくるといような感じですが、この集客と販売と雇用、これについてちょっと説明をしてください。

○副議長（古舘義純君）

岸本町長。

○町長（岸本英雄君）

まず、集客についてでございますが、先ほども答弁しましたように、次世代エネルギーパーク「あすぴあ」に多くの方が来館されるように体験学習や工作教室のほかに、遠方の方にも来館のきっかけとなるような、定期的にキャラクターショーなどの大型イベントを開催して集客に努めているところでございます。PRの内容としましてはチラシの配布、あすぴあホームページへの掲載、それから、NBCラジオやエフエム佐賀でのPR放送、それから、バルーンフェスタのCM放送、西日本新聞への広告掲載など、いろんなメディアを通して広報を行っているところでございます。

先ほども申し上げましたが、昨年の8月24日には、来館者がやっとといいますか、10万人を達成し、オープンからの来館者数累計が2月末で13万9,567名となっており、今後も多くの方に来館していただけるよう、いろんな取り組みをやっていきたいと考えております。

次に、販売ですけれども、現在、平成26年度2月末までの販売高の総額は約15,500千円となっており、その内訳は、有料プログラムの各種ノート類やキャラクターグッズ、おもちゃ、工作キットなどが約1,100千円、会議室の利用料やふれあい農園の貸し出し、ロードトレインのリースなどが約5,000千円、ゴーカートやフリーパス券などの展示体験料が約1,200千円、そして、施設内広告掲出料など広告料が8,000千円となっております。また、キャラクターショーなど大型イベントの開催のときには町内の物販業者に出店のお願いをしているところでもあります。

最後に、雇用につきましてお答えをしたいと思います。

次世代エネルギーパーク「あすぴあ」の運営につきましては、指定管理者である九電産業株式会社が行っており、適切な運営と来館者への十分なサービスが行えるよう職員の配置が行われております。平成25年度は12名のスタッフで運営をされておりましたが、平成26年度からは、これまで以上のサービスを図るため、15名のスタッフで運営をされており、集客に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、この次世代エネルギーパーク「あすぴあ」は、次世代のエネルギーや再生エネルギーについて子供たちが来て、見て、触れて、みんなで考える施設でございますので、滞在型の体験施設としてぜひ利用していただけるよう指定管理者と一体となり、学校や教育機関への訪問活動を実施し、子供たちに関心を持っていただけるよう体験プログラム等のPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

正直に反省をすべくは、やはりもう少しバスで来れるような小学生、中学生にいかにかアピールするか、それから連れてくるかということを、さらに平成27年度は加えていきたいと考えております。

○副議長（古舘義純君）

池田道夫君。

○4番（池田道夫君）

3つの質問をいたさしてもらいました。その中で、一番身近なあれとして小中一貫校が全く今までと違う教育内容——教育内容は変わらないかと思いますが、体制ですか、そういったもので、いろいろ皆さんが心配なりなんなりを言ってきておられます。

そういった中で、これは見られたかと思いますが、小中一貫校のメリット・デメリットというのがありました。見たわけですが、メリットもいっぱいあります。デメリットの

ほうが多いですかね、これではですよ。メリットは項目が12です、デメリットは23あります。

そういった中で、やっぱり先ほどもバスの件でも言いましたけど、小さいころいじめられたら、ずっと同じメンバーで同じバスで通うんですよね。まずそういった懸念があります。

いいところは、さっき言われたように下級生の面倒を上級生が見ると、そういったことでいいかと思います。それとか流動性がないため、環境変化の新鮮さに欠けるとか、中だるみをする。小・中一緒の中でやる、学校の中で体力的、知力的に差の大きい小・中を一緒にするアンバランス、そういったもろもろが書いてあります。悪いことばかり言っちゃなんですから、ぜひ今後、100年続くのか200年続くのか知りませんが、当初も言いましたように建物は立派です。多分、九州にはないと思います、ああいった学校は。わかりませんが。ですから、それに見合う子供たちを教育していただきたい。本当にそれが一番ですからお願いして、私の一般質問を終わります。

○副議長（古舘義純君）

以上で池田道夫君の一般質問を終わります。

以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。よって、本日の会議はこれにて散会いたします。

午後 4 時 3 分 散会